

稅務證明事務取扱要綱

函館市財務部稅務室

【沿革】

昭和53年11月29日	証明事務取扱要綱（税関係）	制 定
昭和58年 5月26日	”	一部改正
昭和61年 5月20日	”	廢 止
昭和61年 5月20日	税務証明事務取扱要綱	制 定
平成 2年11月30日	”	全面改正
平成 8年 7月31日	”	一部改正
平成14年 4月 1日	”	一部改正
平成15年 3月27日	”	全面改正
平成16年 3月31日	”	一部改正
平成17年 3月29日	”	一部改正
平成18年 3月27日	”	一部改正
平成18年 9月29日	”	一部改正
平成19年 2月19日	”	一部改正
平成19年 3月27日	”	一部改正
平成19年 5月23日	”	一部改正
平成20年 3月31日	”	一部改正
平成21年 2月25日	”	一部改正
平成22年 4月 1日	”	一部改正
平成23年 4月 1日	”	一部改正
平成24年 4月 1日	”	一部改正
平成25年 4月 1日	”	一部改正
平成26年 4月 1日	”	一部改正
平成29年 4月 1日	”	一部改正
平成30年 4月 1日	”	一部改正
令和 2年 4月 1日	”	一部改正
令和 3年 4月 1日	”	一部改正
令和 4年 4月 1日	”	一部改正
令和 4年 8月 1日	”	一部改正
令和 5年 4月 1日	”	一部改正

[目 次]

第1	税務証明について	1
1	税務証明事務の法的根拠	1
2	税務証明の性格	1
第2	税務職員と秘密漏えい	2
1	税務職員の守秘義務	2
2	違法性の阻却	2
第3	証明等の申請者およびその確認方法	3
1	関係者	3
(1)	本人（納税義務者）	3
①	個人	3
②	法人	3
(2)	住民票上の同一世帯員	3
(3)	代理人	4
(4)	納税管理人	4
(5)	相続人等	4
①	相続人	4
②	包括受遺者	4
(6)	管理人、破産管財人、清算人等	4
(7)	法人の合併により納税義務を承継した者	4
(8)	賦課期日後に固定資産の所有権を取得した者	4
2	関係者以外	5
(1)	訴訟関係者等	5
①	訴訟当事者	5
②	弁護士または司法書士	5
③	競売申立者	5
④	強制管理申立者	6
(2)	法務局登記官からの固定資産評価証明書交付依頼書	6
(3)	競売物件の競落者	6
(4)	競売開始となった不動産にかかる評価命令等	6
(5)	宅地建物取引業者	6
(6)	借地人・借家人等	7
(7)	官公署等	7
3	支援措置等を受ける者に関する証明について	8
第4	証明事務の一般的事項	9
1	証明等の種類と用途	9
2	申請書の受付から発行までの手順	9
3	証明等手数料	9
4	証明可能年度	10
(1)	納税証明	10
(2)	納税証明以外の証明	10
5	証明交付開始時期	10
6	その他	11
(1)	郵便による証明の申請	11

(2) 電話による照会	11
(3) 電子申請システムによる証明の申請	11
第5 証明および閲覧の取扱い	12
1 所得証明（所得(課税)証明)	12
2 固定資産関係証明	12
(1) 固定資産課税台帳登録証明書	13
(2) 固定資産評価証明書	13
(3) 固定資産公課証明書	13
(4) 固定資産評価通知書	13
3 課税証明	14
4 営業証明, 営業届出証明	14
5 納税証明	14
(1) 一般の納税証明	14
(2) 滞納がない旨の証明	15
(3) 滞納処分を受けたことがない旨の証明	15
(4) 軽自動車税継続検査(車検)用納税証明	15
6 その他の証明	16
(1) 公共職業安定所からの所得証明依頼	16
(2) 狩猟者登録税軽減のための課税証明	16
(3) 固定資産税課税台帳未登載証明	16
(4) 固定資産課税台帳に登録がない旨の証明（無資産証明）	16
(5) 住宅用家屋証明	16
7 閲覧	16
(1) 固定資産課税台帳（不動産登記事項）の閲覧	17
(2) 借地人・借家人等による閲覧	17

資料編

I 参考法令

1 地方自治法	第2条第2項	18
2 地方公務員法	第34条, 第60条	18
3 地方税法	第20条の10, 第22条, 第382条の2 第382条の3, 第422条の3	18 19
4 地方税法施行令	第6条の21 第52条の14, 第52条の15	19 20
5 地方税法施行規則	第1条の9 第12条の4, 第12条の5	20 21
6 民事執行法	第18条	21
7 民事執行規則	第23条, 第73条, 第173条 第173条	21 22
8 民事保全規則	第32条	22
9 職業安定法	第11条	22
10 地方住宅供給公社法	第47条	22
11 酒税法	第10条	22
12 不動産登記法	第119条	23
13 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	第6条	23

II 通達等

1	地方税に関する事務に従事する職員の守秘義務について	24
2	地方税法第22条と公営住宅法第23条の2の関係等について	24
3	情報公開時代の地方税務とプライバシー	27
4	税理士に対する相続税等の申告のために使用する固定資産評価証明書 の交付について	27
5	土地又は家屋に係る固定資産税の価格に関する証明書の交付について	28
6	訴訟物の価額の算定のための資料として添付すべき固定資産の価格に 関する証明書の交付について（日本弁護士連合会）	30
7	訴訟物の価額の算定のための資料として添付すべき固定資産の価格に 関する証明書の交付について（日本弁護士連合会）	30
8	訴訟物の価額の算定のための資料として添付すべき固定資産の価格に 関する証明書の交付について（日本司法書士会連合会）	31
9	借地非訟事件の申立手数料の額の算定のための資料とすべき証明書の 交付について	31
10	民事保全規則第20条第1号ハの不動産の価額を証する書面として保全 命令の申立書に添付すべき証明書の交付等について	32
11	民事保全規則第20条第1号ハの不動産の価額を証する書面として保全 命令の申立書に添付すべき証明書の交付等についての具体的な取扱いに ついて	34
12	不動産競売申立に添付すべき租税その他の公課の証明書の交付について	35
13	固定資産評価証明書の無料交付について	36
14	競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律による 民事執行法の一部改正について	38
15	宅地建物取引業者の固定資産課税台帳の閲覧及び評価証明書の交付に ついて	41
16	中高年齢失業者等の所得証明に関する市(区)町村長の協力方の依頼に ついて	42
17	地方税法の施行に関する取扱について(市町村税関係) 第4章軽自動車税	42
18	検査対象軽自動車等に係る軽自動車税納税証明書の様式等について	43
19	原動機付自転車に係る所有者情報の取扱いについて	45

III 条例等

1	函館市税条例	第15条, 第53条の2, 第53条の3	47
2	函館市手数料条例	第2条, 第4条, 別表第14	47
3	函館市軽自動車税納税証明書の有効期限に関する要綱		48

様式編

I 申請書

- 1 所得証明, 課税証明, 納税証明申請書
- 2 固定資産評価証明, 登録証明, 閲覧申請書
- 3 営業証明, 営業届出証明申請書
- 4 軽自動車税納税証明申請書(継続検査用)
- 5 固定資産課税台帳(不動産登記事項)閲覧申請書
- 6 委任状

II 証明書

- 1 市・道民税所得証明書
- 2 市・道民税所得(課税)証明書
- 3 市・道民税課税証明書
- 4 課税証明書
- 5 固定資産評価証明書
- 6 固定資産評価通知書
- 7 固定資産公課証明書
- 8 固定資産(償却資産)評価証明書
- 9 固定資産課税台帳登録証明書
- 10 固定資産課税台帳記載事項
- 11 納税証明書
- 12 納税証明書(入札参加資格審査申請用等)
- 13 軽自動車税納税証明書(継続検査用)
- 14 営業証明書
- 15 営業届出証明書

第1 税務証明について

1 税務証明事務の法的根拠

税務証明についての法的根拠は、納税証明については地方税法第20条の10、同法施行令第6条の21、同法施行規則第1条の9において規定があり、また、固定資産評価証明など固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明については平成14年度に法定化され、同法第382条の3、同法施行令第52条の15、同法施行規則第12条の5において規定されている。その他税関係の証明については特に証明を行うべき根拠規定が地方税法上にはないが、地方自治法第2条第2項の規定に基づくものである。

地方自治法第2条第2項には「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」と規定しており、ここにいう「地域における事務」とはいわゆる固有事務で、一般に地方公共団体の存立目的たる事務をいうものであるが、具体的には、住民に対する福利の増進のため各種のサービスを行う事務をいい、税務証明事務も税担当部門の付帯事務として行われるものである。

なお、固定資産課税台帳の閲覧については評価証明と同様に法定化され、同法第382条の2、同法施行令第52条の14、同法施行規則第12条の4において規定されている。

<資料編 参照>

地方自治法	第2条第2項
地方税法	第20条の10、第382条の2、第382条の3
地方税法施行令	第6条の21、第52条の14、第52条の15
地方税法施行規則	第1条の9、第12条の4、第12条の5

2 税務証明の性格

市長が行う税務証明は公証行為である。公証とは、特定の事実または法律関係の存否を公に証明する行政行為である。

公証行為は公の証拠力を与えるものであり、特に反対の事実をもって反証がない限り、その証明された事項は事実であると推定されるものである。

従って、税務証明は市長が事実を確認できるものであることが必要であり、市において保管する各種の台帳、公簿その他の文書に基づいてなされるものである。

第2 税務職員と秘密漏えい

1 税務職員の守秘義務

地方税の賦課徴収に従事する職員（以下税務職員という。）に対する秘密を守る義務が法律上において規定されているものとしては、地方公務員法第34条第1項のほか地方税法第22条がある。

税務職員はその職務を遂行する過程において、納税者等の行う申告や報告、または質問検査権の行使により所得や資産の状況等の私人の秘密を知りうる地位にある。

このような地位にある者が、職務上知り得た秘密をみだりに他に漏らしもしくは窃用することがあれば、納税者等の人権を侵害するばかりでなく、納税者等との信頼関係が崩れ職務遂行上種々の障害となることから、税務調査の受忍義務を負っている納税者等の私的利益の保護と、その結果期待できる適正公正な課税を図る税務行政秩序の維持のため、税務職員には地方公務員法の守秘義務規定のほか、地方税法において罰則を加重した守秘義務を課している。

<資料編 参照>

地方公務員法 第34条第1項、第60条

地方税法 第22条

通知 昭和49年11月19日付自治府第159号 自治省税務局長通知
「地方税に関する事務に従事する職員の守秘義務について」

2 違法性の阻却

上述のように地方税法第22条の守秘義務の意義からいっても租税資料は門外不出であり不開示が原則であるが、第三者に対する開示が形式的に守秘義務規定に該当するとしても、実質的に全体としての法秩序に反しないとされる場合には違法性が阻却され、秘密漏えいに関する罪は成立しないこととなる。

税務資料の開示の可否の判断にあたっては、『「その事務に関して知り得た秘密」を第三者に知らせる行為が適法であり、地方税法第22条に規定する犯罪とならないものと解しうるためには、そのような行為を適法なものとして許容したと認めるに足りる法律の規定があることを要すると解すべきは、当然である。』と内閣法制局は見解を示している。

ここで注意しなければならないのは、法文上の「照会又は報告を求めることができる」という規定は一般的な協力義務を規定したに過ぎない場合もあることから、このような規定に加え、その法律の趣旨、個々の条文の規定、照会等の目的および内容などについて具体的に検討した結果、

- ① 照会事項について納税者が照会者に対して報告又は申告義務を負うなど、照会者と納税者との間においては当該照会事項が秘密とされていない場合
- ② 照会に応じないことについて罰則等が科され、これによって守秘義務を解除したと認められる場合

に限り、照会に応じることを「適法なものとして許容したと認めるに足りる法律の規定がある」と解することができるものである。

従って、第三者からの証明等の請求や照会については、違法性を阻却する法令、通達、行政実例で示された場合のほか、上記に掲げる要件に該当する場合に限りこれに応ずることができるものである。

<資料編 参照>

行政実例 昭和38年3月15日付内閣法制局一発第6号 内閣法制局第一部長回答

「地方税法第22条と公営住宅法第23条の2の関係等について」

地方税事務研究会編著『情報公開時代の地方税務とプライバシー』

第Ⅱ部 事例解説「3 下水道使用料滞納者に対する納税状況の照会と守秘義務」

第3 証明等の申請者およびその確認方法

証明等を申請できる者は、守秘義務との関連から次に掲げる者に限ることとし、それ以外の者の請求には応じないものとする。

1 関係者

(1) 本人（納税義務者）

① 個人

申請書に署名があり、かつ、本人の確認を行った場合は当該申請人を本人として扱うものとする。本人の確認方法としては、身分証明書や免許証等の書類を提示させるか、生年月日、家族構成その他公簿と照合可能な事項について質問することとし、その確認方法等について申請書に付記する。

これら本人確認の取扱いは以下各項において同様とする。

<参考>本人確認書類の種類

ア マイナンバーカードまたは旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証もしくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であって届出人が本人であることを確認するため市長が適当と認めるもの

上記以外の例

海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳および官公署（独立行政法人および特殊法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書など

イ その他市長が適当と認める書類

(7) 健康保険の被保険者証、年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書、療育手帳、医療受給者証、生活保護受給者証、敬老手帳、介護保険証または①に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類など

(4) 官公署以外の団体が発行した身分証明書であって、氏名および生年月日が記載され、本人の写真を貼付したもの（写真に特殊な加工を施したのものまたは契印のあるものに限る。）

② 法人

法人の場合は社印または代表者印の押印によるものとする。個人印や法人名が入っていない印の場合は、当該印が代表者印として登録されていることを窓口備付の「印鑑簿」にて確認し、届けない場合は印鑑証明（写しも可）等を添付するよう指導する。なお、法人市民税申告書など日常使用している印であることが確認できる場合は受理できるものとする。

また、申請書の来庁者欄は原則個人として扱うものであるが、代表権を有する者であることが上述の本人確認および法人台帳等により確認できる場合は社印または代表者印での申請を受理できるものとする。それ以外の者は代理人と同様の取扱いとする。

(2) 住民票上の同一世帯員

住民票上の同一世帯員であっても人格は別であることから次号の代理人と同様の取扱いとすべきであるが、一般に家族の相互扶助・協力といった関係を考慮した場合、本人の承諾があるものと認められるため、所得（課税）証明、市・道民税の課税証明・納税

証明を申請する場合に限り、住民票上の同一世帯員の本人確認を行ったうえで申請に応じて差し支えない。

(3) 代理人

代理人とは証明等の申請をすることについて本人から委任を受けた者をいう。

この場合、本人からの委任状または代理人選任届等、本人の同意を証する書面の提出を受け、かつ、代理人の本人確認を行ったうえで申請を受理する。なお、個人の方の代理人の場合、本人からの委任状について、本人の自署による委任状であれば押印を省略できるものとする。

また、申請書に本人の氏名（名称）の記載および押印がある場合は、委任を受けている者とみなし、委任状等の提出を省略できるものとする。

以下各項において代理人が申請する場合は同様の取扱いとする。

また、税理士が相続税等の申告のため評価証明を申請する場合には、税理士法第30条に定める税務代理の権限を有することを証する書類の提示により受理できる。

<資料編 参照>

昭和60年1月21日付自治固第1号 自治省税務局固定資産税課長回答

「税理士に対する相続税等の申告のために使用する固定資産評価証明書の交付について」

(4) 納税管理人

納税に関する一切の事項について本人からの委任があると解されるので、本人と同様に扱う。

(5) 相続人等

① 相続人

相続人は本人（被相続人）の財産上の権利義務を包括的に承継するものであるため、戸籍（除籍）謄本等の提示または住民基本台帳、固定資産現所有者届により相続人であることが確認できる場合は申請を受理する。

② 包括受遺者

包括受遺者とは相続人以外の者で遺言によって遺産の全部または一部の贈与を受けた者をいい、相続人と同一の権利義務を有する。

この場合、遺言書（公正証書によらない場合は家庭裁判所の検認（民法第1004条）を受けたものに限る。）の提示を求め申請を受理する。

(6) 管理人、破産管財人、清算人等

管理人、破産管財人、清算人等は法定代理人として固定資産等の管理処分権を専属的に有するとされることから、裁判所等からの選任を証する書面、商業の登記事項証明書、資格証明書等の提示を求め申請を受理する。

(7) 法人の合併により納税義務を承継した者

法人の合併には、当事者たる法人のすべてが消滅して新法人を設立する新設合併と、当事者たる法人のうち一法人は存続し他は消滅する吸収合併とがある。

合併により設立した法人または合併後存続する法人は、合併により消滅した法人の権利義務を包括的に承継することとなるので、当該合併について商業の登記事項証明書、法人台帳等で確認し申請を受理する。

(8) 賦課期日後に固定資産の所有権を取得した者

権利証，登記事項証明書等の提示を求め，申請日現在所有者であることが確認できる場合は申請を受理する。

2 関係者以外

(1) 訴訟関係者等

① 訴訟当事者

民事訴訟等にかかる費用（申立手数料）は民事訴訟費用等に関する法律別表第一に規定するところにより訴訟物の価格（固定資産の価格）をもとに算定することから，訴訟物の価格算定のための資料として訴訟当事者が評価証明を申請した場合は，訴状等の提示を求め，記載内容を確認のうえ受理する。

② 弁護士または司法書士

弁護士が訴訟代理人となって訴訟物の価格算定資料として評価証明を申請する場合，司法書士が裁判所に提出する書類作成の嘱託を受け同じく申請する場合には，統一様式により申請され，弁護士・司法書士の職印，使用目的，物件所在地および家屋番号，年度，所有者名（当該年度1月1日現在）の記載を確認して受理する。

<資料編 参照>

昭和33年9月10日付自丙市発第67号 自治庁税務局長通達

「土地又は家屋に係る固定資産税の価格に関する証明書の交付について」

昭和50年10月29日付 自治省税務局固定資産税課長内かん

「訴訟物の価額の算定のための資料として添付すべき固定資産の価格に関する証明書の交付について」

昭和56年10月9日付 自治省税務局固定資産税課長内かん

「訴訟物の価額の算定のための資料として添付すべき固定資産の価格に関する証明書の交付について」

昭和56年10月8日付 自治省税務局固定資産税課長内かん

「訴訟物の価額の算定のための資料として添付すべき固定資産の価格に関する証明書の交付について」

昭和42年4月3日付自治固第33号自治省税務局長通達

「借地非訟事件の申立手数料の額の算定のための資料とすべき証明書の交付について」

平成2年9月27日付自治固第68号 自治省税務局長通達

「民事保全規則第20条第1号ハの不動産の価額を証する書面として保全命令の申立書に添付すべき証明書の交付等について」

平成2年9月27日付 自治省税務局固定資産税課長内かん

「民事保全規則第20条第1号ハの不動産の価額を証する書面として保全命令の申立書に添付すべき証明書の交付等についての具体的な取扱いについて」

※これら通達等は平成14年度の証明制度法定化により規定が整備されている。

③ 競売申立者

強制執行としての不動産の競売（強制競売），または担保権の実行としての不動産の競売（不動産競売）の申立てのため，当該申立者が公課証明を申請した場合は，真に申立てが行われるものか否かを確認するため，競売申立書一式（当事者目録，請求債権目録（不動産競売はさらに担保権・被担保債権目録），物件目録）または執行力ある正本の写し（強制競売のみ）の提示を求め受理する。

債務者と所有者が異なる場合には物件目録に記載された物件の登記簿事項証明書により抵当権、根抵当権の有無を確認する。登記事項証明書等による確認ができない場合は、判決正本または契約書の写し等により確認する。

<資料編 参照>

民事執行法 第18条

民事執行規則 第23条, 第173条

昭和32年1月23日付 自治庁税務部長内かん

「不動産競売申立に添付すべき租税その他の公課の証明書の交付について」

④ 強制管理申立者

強制管理とは強制執行の一つで競売によらず当該不動産を差押えするとともにその収益を強制確保する方法をいう。強制管理または強制管理の方法による仮差押えの執行の申立てのため公課証明を申請した場合は、強制管理申立書一式（当事者目録、請求債権目録、物件目録）および仮差押命令の正本の写しの提示を求め受理する。

<資料編 参照>

民事執行規則 第73条

民事保全規則 第32条

(2) 法務局登記官からの固定資産評価証明書交付依頼書

所有権移転等の不動産登記にかかる登録免許税算定のため交付依頼書により申請した場合は、物件所在地および家屋番号、年度、所有者名（当該年度1月1日現在）、登記官の職印を確認し、余白に申請人の住所・氏名の記入（押印は省略可）を求めて受理する。

なお、平成17年4月1日からの地方税法第422条の3の規定に基づく法務局への一括通知の実施に伴い、当該証明書の交付依頼があった場合は、函館地方法務局にて閲覧できる旨指導する。ただし、不動産競売のため、登記官からの依頼（登記官の職印の押印があるもの）による申請があった場合は、前述同様に余白に申請人の住所・氏名の記入を求めて受理する。

<資料編 参照>

昭和42年6月26日付 自治省固定資産税課長内かん

「固定資産評価証明書の無料交付について」

地方税法第422条の3

(3) 競売物件の競落者

競落者が裁判所へ提出するために評価証明を申請した場合は、裁判所からの代金納付期限通知書または売却許可決定通知書の提示を求め受理する。

(4) 競売開始となった不動産にかかる評価命令等

競売の実施にあたり、執行裁判所が民事執行法の規定に基づき調査嘱託書等の書面により目的財産（その上にある建物またはその敷地を含む）にかかる評価証明の申請または照会があった場合には公用扱いとして対応する。

また、裁判所の執行官または執行裁判所から評価命令を受けた評価人が申請する場合には、執行裁判所からの現況調査命令書（評価人の場合は評価命令書）および身分証明書の提示を求め同様に対応する。

<資料編 参照>

平成10年10月19日付自治固第44号 自治省税務局固定資産税課長通達

「競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律による民事執行法の

一部改正について」

(5) 宅地建物取引業者

宅地建物の売買、交換の媒介または代理について所有者と締結した媒介契約書に基づき評価証明を申請した場合は、当該媒介契約書の提示を求め、特約事項として評価証明書取得についての記載を確認し受理する。

<資料編 参照>

平成3年3月19日付自治固第16号 自治省税務局固定資産税課長通達
「宅地建物取引業者の固定資産課税台帳の閲覧及び評価証明書の交付について」

(6) 借地人・借家人等

土地、家屋について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（地上権、地役権、永小作権、入会権、採石権、鉱業権等）を有する者のうち、賃借料等の対価を支払って当該権利を取得している者が、当該権利の目的である土地、家屋（敷地を含む）の評価証明または閲覧を申請した場合には、賃貸借契約書や領収書等の当該権利関係を示す書類の提示を求め、内容を確認したうえで受理する。

なお、所在地番や家屋番号が契約書等に明記がなく不明確である場合には、住宅地図等で場所を指定させ担当者が画面検索等により該当物件を特定するものとする。

(7) 官公署等

地方税法第22条の守秘義務規定すなわち租税資料開示禁止原則から、官公署等であるからとはいえ安易に開示請求に応じることはできないものであり、違法性を阻却する根拠法令の有無等、その合理性について個々に検討し慎重に対処しなければならない。

なお、違法性を阻却する法令として認められる主なものとしては、

- ・公営住宅法第34条
- ・児童手当法第28条
- ・児童扶養手当法第30条
- ・特別児童扶養手当の支給に関する法律第37条
- ・老人福祉法第36条
- ・生活保護法第29条
- ・国民年金法第108条
- ・国民健康保険法第113条の2
- ・介護保険法第203条
- ・高齢者の医療の確保に関する法律第138条
- ・民事執行法第18条
- ・刑事訴訟法第507条などがある。

一方、刑事訴訟法第279条、民事訴訟法第186条、第226条、家事事件手続法第62条、弁護士法第23条の2などは官公署に対する協力要請規定はあるものの、強制力のない任意捜査であることや私人間の争いに関するものであることから、開示によって対象者の利益を損なう恐れがあるため開示できないものである。

なお、刑事訴訟法第197条については、原動機付自転車に関する情報については開示できるものとするが、その他の税務関係情報については捜査内容等を検討したうえで対応するものとする。

<資料編 参照>

平成17年3月29日総税企第70号
原動機付自転車に係る所有者情報の取扱いについて

3 支援措置等を受ける者に関する証明書について

「住民基本台帳事務における支援措置申出書」により支援措置を受けている方の証明書の発行対応については、原則、本人からの申請のみ受理するものとする。その際、本人確認については、申出書提出時に登録している本人確認書類により行うものとする。

なお、地方税法の規定により、固定資産関係証明書の交付においては、証明書に記載をされている住所が明らかにされることにより生命または身体に危害を及ぼすおそれがある

あると認められる場合その他証明書を交付することが適当でないと認められる場合には、総務省令で定める措置を講じたものを交付することができる。

<資料編 参照>

地方税法第382条の3

地方税法施行規則第15条の5の4

第4 証明事務の一般的事項

1 証明等の種類と用途

税務証明窓口において取扱う証明等の種類は次のとおりとする。

- ① 所得証明 …… (用途) 融資申込, 保証人, 扶養認定, 児童手当受給など
(所得(課税)証明)
- ② 固定資産課税台帳登録証明 …… 未登記家屋の登記など
- ③ 固定資産評価証明 …… 登記, 融資申込, 保証人, 訴訟物価格算定など
- ④ 固定資産公課証明 …… 競売申立, 不動産所得申告など
- ⑤ 固定資産評価通知 …… 登記(法務局提出に限定)
- ⑥ 課税証明 …… 保証人, 扶養認定, 医療費助成など
- ⑦ 納税証明 …… 融資申込, 保証人, 入札参加資格審査など
- ⑧ 軽自動車税納税証明 …… 継続検査(車検)など
- ⑨ 営業証明, 営業届出証明 …… 車両購入, 保険加入, 入札参加資格審査など
- ⑩ その他の証明(別記)
- ⑪ 公簿の閲覧

2 申請書の受付から発行までの手順

申請書の受付

- ① 記載事項は正しく書かれているか。
- ② 申請人は本人か, 本人以外の場合本人の押印があるか, または委任状等の添付もしくは権利関係を示す書面があるか。
- ③ 印鑑は正しく使用されているか。

端末機の操作

- ① 証明項目の処理番号, 年度に誤りがないか。
- ② 申請書と照合する。
- ③ 発行部数の確認をする。

証明書

- ① 証明書の内容を申請書と照合する。
- ② 市長印を確認する。
- ③ 削除加入をした場合は訂正印(市長印)を押し, コピーを申請書に添付する。

申請書・証明書

- ① 申請書に担当者名, 件数, 金額, 証明コードを記入する。

証明書・領収書

- ① 手数料を徴収し, 証明書と領収書を交付する。

3 証明等手数料

手数料は, 函館市手数料条例第2条第14号の規定により, 1件につき300円徴収する。なお, 証明の種類ごとの1件の基準は次のとおりとする。

また, 領収書はレジスターからのレシートの発行によることとする。

証明の種類	1件の基準
所得証明	1年度, 1所得者につき1件
課税証明	1年度, 1税目, 1納税義務者につき1件
納税証明	1年度, 1税目, 1納税義務者につき1件

	※市税の滞納がない旨の証明は1年度（年度の有無選択可），1納税義務者につき1件とする。
営業証明, 営業届出証明	1事業所または1事業者につき1件
登録証明, 評価(公課)証明	1年度, 1筆または1棟につき1件
閲覧	1年度, 1筆または1棟につき1件

※市の用紙以外で証明の申請があった場合，上記基準により手数料を算出する。
また，同条例第4条等の規定により，次の者は手数料を免除することができる。

- ① 法令の規定により無料の取扱いとされているとき。
 - ア 固定資産評価通知書（法務局へ提出）
 - イ 納税証明（公共職業安定所へ提出）
 - ウ 軽自動車税納税証明書（継続検査用）
 - ② 公用のため官公署が請求する場合。
 - ③ 前項に定めるもののほか，公益上その他特に必要があると認めるとき。
 - ア 前各号のほか市長が手数料の免除を適当と認めるもの。
- ③に該当する場合は，証明等手数料減免伺簿に免除理由を記載し部長決裁を得る。

<資料編 参照>

函館市手数料条例第2条第14号，第4条
 地方税法第422条の3
 地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税) 第4章27（軽自動車税）
 職業安定法第11条
 地方住宅供給公社法第47条

4 証明可能年度

(1) 納税証明

地方税法の規定により，請求する日の属する年度前3年度分までについて証明できる。

（例）令和5年6月に発行する場合

令和5年度分と令和4年度分，令和3年度分，令和2年度分までの4年度分。

(2) 納税証明以外の証明

地方税法には特に証明年限についての規定はないが，賦課更正処分の期間制限を考慮し，請求する日の属する年度前5年度分までについて証明する。

なお，所得証明関係については，課税台帳等の保存年限が7年であるため前7年度分の請求があった場合は，原則前5年度分の対応ではあるが，使用目的等を考慮して判断する。

5 証明交付開始時期

新年度分の証明の交付始期は賦課決定後とする。

なお，申告納付（納入）の税目にあつては申告書提出後とする。

市道民税の普通徴収分については事務の都合上，特別徴収分と同時に賦課決定決裁を受けており，所得額並びに課税事項はこの段階で確定しているため，納税通知書交付までの間告知未了ではあるが，申請者の利便を考慮し，普通徴収，特別徴収とも賦課決定日より交付開始とする。

- ・市道民税関係 5月中旬頃（賦課決定日）
- ・固定資産税関係 4月上旬頃（賦課決定日）

6 その他

(1) 郵便による証明の申請

郵便で証明書の交付請求があった場合は当該書簡を申請書とみなして申請を受理する。手数料は定額小為替または現金とする。

(2) 電話による照会

証明書の請求はもちろんのこと、課税内容や納税状況、物件の照会等があった場合、本人である確認が困難なので受理または回答をしない。

(3) 電子申請システムによる申請

電子申請システムにより証明書の交付請求があった場合は、申請者から送信される申請書を確認し、当該申請を受理する。電子申請システムで申請できる証明書は所得（課税）証明書のみとし、申請できる者は本人または同一世帯の者のみとする。証明書は、電子申請完了後1か月以内に税証明窓口で直接交付するか、または郵送の方法で交付する。手数料は現金または定額小為替とする。

第5 証明および閲覧の取扱い

1 所得証明（所得（課税）証明）

個人の市道民税は、その年度の初日の属する年の1月1日（賦課期日）現在に住所を有する市町村において、前年中の所得に対して課税されるものである。この場合の住所とは原則として住民基本台帳に記録されているものをいうが、記録がなくとも居所があることにより住所を有すると認められるものも含まれる。

所得証明は、市道民税の課税の根拠となった所得金額等について証明するもので、具体的には、収入金額、総所得金額、分離課税所得金額、合計所得金額、所得控除額、扶養等の内訳、税額控除額、課税標準額、課税内訳（非課税を含む）であるが、個人情報保護の観点から申請者からの申し出がある場合は証明項目を限定して証明するものとする。

証明項目		使用目的
①	所得金額、所得控除内訳、課税内訳	就園助成、授業料軽減、奨学金申込、民事再生、厚生年金受給、児童手当受給、医療費助成、年金保険料免除、公営住宅入居、施設入所、就学奨励、破産申立、融資申込、保証人、扶養認定、健康保険加入、水洗化資金貸付など
②	所得金額、所得控除内訳	
③	所得金額のみ	

このほか、一般的取扱事項は次のとおり。

- 新年度分の証明は賦課決定後（普通徴収、特別徴収とも5月中旬頃）から。
- 本人以外の者からの証明申請は、本人の同意（申請書への押印または委任状の提出）があるものについてのみ受理できるが、住民票上の同一世帯員については、家族の相互扶助という関係から一般に本人の同意があるものと推定されるため、申請書への押印または委任状の提出を省略できるものとする。
- 未申告者については所得申告を受け付けた後に証明できるものであるが、課税内訳の記載を含む証明（非課税を除く）は賦課決定後からとなる。
- 被扶養者であって所得申告の無い者は無収入者として扱うものとする。
- 所得証明の申請があった場合は、基本的には上記①に掲げる記載内容に省略のない所得（課税）証明書を交付するものとし、申し出があった場合は②または③に掲げる証明書を交付するものとする。

2 固定資産関係証明

固定資産に関する証明は、地方税法第382条の3の規定（平成14年度法定化）により、固定資産課税台帳に記載されている事項について証明するものである。

固定資産課税台帳は、その年度の初日の属する年の1月1日（賦課期日）現在の状況について、不動産登記法でいう登記事項のほか、価格（評価額）並びに課税標準額等を登録するものとされている。登記事項は不動産登記公示の原則から地方税法第22条の秘密には該当しないが、その他の事項は秘密に該当することから、価格等に関する証明は法で認められた者以外に対しては交付できないものである。家族についてもまた同様である。

このほか、一般的取扱事項は次のとおりである。

- 物件を特定しない申請は受理できないこと。
- 新年度分の証明は賦課決定後からであること。なお、賦課決定は通常4月1日に行うため、固定資産関係の証明は種類を問わず同日より開始となる。
- 固定資産課税台帳は賦課期日現在の状況に基づくものであるため、賦課期日後の異動

等の内容については証明できないこと。

(1) 固定資産課税台帳登録証明書

主に未登記家屋の表示登記申請の添付書類として使用される。

(2) 固定資産評価証明書

一般的な固定資産の証明であり、登記事項並びに評価額についてを証明する。

固定資産の価格等の決定は地方税法の規定により3月末日までに行うものとされており、新年度分の証明はこの段階から交付可能となるものであるが、賦課決定後より交付開始とする。

(3) 固定資産公課証明書

評価証明の記載事項に加え、公租公課いわゆる税相当額を付記したものである。

免税点未満のため課税されないものについては税相当額は免税点未満と表示する。

新年度分の証明にあつては税の確定要件である賦課決定処分を要する。

使途としては、競売申立の添付書類、不動産所得申告に係る必要経費算入、売買による当事者間の税按分計算等がある。

(4) 固定資産評価通知書

所有権移転等の不動産登記にかかる登録免許税は固定資産課税台帳に登録された価格を基礎として算定するものとされており、また、地方税法第422条の3では固定資産課税台帳の登録価格の登記所への通知義務を課していることもあつて、この証明は法務局登記官の依頼に基づいて交付することとなる。

申請にあつては、登記官からの依頼を証する書面として「固定資産評価証明書交付依頼書」によること、登記官の職印が押印されていること、申請人の記名があることを確認して受理する。

手数料は法の主旨および通達に基づき無料である。

登録免許税は登記申請日が属する年度の固定資産の価格を基礎とすることから、現年度以外の年度分についての証明は発行できない。このため、3月の証明申請であつて登記が4月以降にずれ込む場合は新年度の証明が必要となる旨指導を要する。

また、非課税用途のものについては登録免許税算定上特例があることから、法務局との調整により、土地について一部非課税該当等地積差のあるものは当該非課税規定等を備考表記する。全部非課税で公衆用道路等のため評価できない土地についても近傍類似地の平米単価を同じく表記する。ただし、人的非課税、用途非課税で単に評価していないもの（所有権または用途が変われば課税となるもの）については、法務局または所管庁からの仮評価依頼に基づく回答とするので近傍類似地の表記はできない。

(2)の評価証明書は使途を限定していないことから近傍類似地の表記は原則できないものであるが、使途が登記であると心証が得られた場合に限り表記できるものとする。

なお、平成17年4月1日からの地方税法第422条の3の規定に基づく法務局への一括通知の実施に伴い、当該証明書の交付依頼があつた場合は、函館地方方法務局にて閲覧できる旨指導する。ただし、不動産競売のため、登記官からの依頼（登記官の職印の押印があるもの）による申請があつた場合は、前述同様に対応する。

3 課税証明

課税証明は、納付（納入）すべきものとして確定した税額を証明するものである。

市道民税の場合は、年税額のほか均等割額・所得割額の内訳、あるいは非課税であることを証明する。なお、所得証明において課税事項の記載を含む証明もできる。

法人市民税は原則として確定申告済みの事業年度分について、事業年度毎の税額を証明する。

固定資産税は年税額のみ。所有資産の個別税額や非課税、免税点未満については評価証明または公課証明で物件毎に対応する。

4 営業証明、営業届出証明

営業証明は、個人営業または法人について、その営業所所在地、名称（個人はさらに営業者名）、営業内容を証明する。

この証明は証明日現在の営業実態を証するものではないが、所得等に関し申告義務を課している観点から、その申告書等を根拠にして税務証明で取扱うこととしている。

交付にあつては、個人営業の場合は営業所得を有していることの確認に加え、その確定申告書に記載のある屋号、職業を申請書と照合し手書き交付する。なお、市外に居住する者の場合には、当該居住する市町村へ確定申告の状況を聴取し対応する。

法人については、直近の事業年度にかかる法人市民税確定申告書が受理されている場合、法人台帳に基づき交付できる。

営業開始後で申告時期が到来していないため営業実績の把握ができないものについては、個人営業の場合は営業届を提出させた後、法人は設立届の提出されている場合に「営業届出証明」を手書き交付する。個人の営業届は届出を義務付けるものではなく、届出証明にあたっての根拠として提出させているものである。届出を受理した場合には受付印を押し、届出控えの請求があった場合は写しを渡すものとする。

5 納税証明

納税証明は地方税法第20条の10の規定により証明するもので、同法施行令第6条の21において次のとおりその証明事項が規定されている。

- ① 納付し、または納入すべき額として確定した額（課税額）
- ② その納付し、または納入した額
- ③ 未納の額（①、②の額のないことを含む。）
- ④ 法定納期限、滞納処分を受けたことのないこと等

また、総務省通達（令和3年4月1日付け総税企第45号「指定納付受託者制度に基づく地方税の納付について」）に基づき、指定納付受託者による市税の納付前であっても、指定納付受託者からの情報等により、当該納付額に係るクレジットカードの提示等による納付手続きが行われたことを確認した場合には「指定納付受託者からの委託がある金額がある」旨を証明書の備考欄に記載するものとする。

(1) 一般の納税証明

通常使用される証明であり、上記のうち①～③について年度・税目毎に証明する。
特記事項としては、

- 収入原符の引継ぎや消込の関係上、納付状況の反映はリアルタイムではない。（金融機関等によっては納付から10日程度かかる場合もある）
- 市道民税の特別徴収者は特別徴収義務者の納付をもって納税扱いとする。
- 市道民税の過年度課税分は、本来の課税すべき年度にて証明する。
- 法人市民税は原則として確定申告済みの事業年度分について、事業年度毎の税額を証明する。
- 固定資産を共有している場合は共有者全員に連帯納税義務が課され、納税通知書は代表者を指定し送付（外○名表記）しているが、納税証明は評価証明等とは異なり、納税義務者名の表記は納税通知書と一致させる必要があることから代表者名を入れ替えて表記できない。（共有者名の備考表記は可）
- 固定資産税は所有資産を名寄して課税することから、個別資産の納付済税額等については証明できない。（公課証明で物件毎に税相当額を証明する）

(2) 滞納がない旨の証明

官公署の入札参加資格審査申請等の添付書類として使用するものであり、市税全てについて滞納がない旨を証明する。

このため、課税されている全税目の納期限到来額に滞納がないことの確認を要する。

滞納がある場合は納付確認後に証明するが、有価証券を受託している場合（納税担当確認）は一般の納税証明で発行し、「納付受託中 期日（完納日）」を備考表記する。

(3) 滞納処分を受けたことがない旨の証明

一般酒類小売免許申請や公益社団法人・公益財団法人に係る公益認定申請等の添付書類として使用するものであり、市税全てについて滞納処分を受けたことがない旨を証明する。

なお、滞納処分の有無については、オンライン端末では把握できないため、納税担当への確認を要する。

<資料編 参照> 酒税法第10条

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条

(4) 軽自動車税継続検査（車検）用納税証明

この証明は軽自動車（二輪を除く）および二輪の小型自動車について、継続検査で自動車検査証の返付を受けようとする場合に当該車両の軽自動車税に滞納がない旨の書面の提示が義務付けられていることから、これを証するものである。

通常は、納税通知書中に添付されているため納付によって使用できるものであるが、紛失や過去に滞納がある場合等のため窓口において申請がある。

申請にあっては、納付状況という秘密事項の証明であることから原則として本人によるものとするが、業者等第三者からの場合、車検の依頼をもって開示についての同意があるものと解し、車両番号および使用者名（納税義務者名）の記載または車検証の提示により申請を受理できるものとする。

また、賦課期日後に取得した者については納税義務が生じないことから、車両台帳または車検証により確認できた場合に当該事項を備考表記し交付する。

証明書の有効期限は、証明書の交付後最初に到来する納期限の前日となる。ただし、「函館市軽自動車税納税証明書の有効期限に関する要綱」により、口座振替により納付された証明書の有効期限に限り、当該有効期限が属する年の6月15日まで延長することができるものとする。

手数料は地方税法取扱通知第4章27により無料とする。

<資料編 参照>

「地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係）第4章軽自動車税」
平成22年3月30日総税市第17号
「検査対象軽自動車等に係る軽自動車税納税証明書の様式等について」
平成31年4月1日
「函館市軽自動車税納税証明書の有効期限に関する要綱」

6 その他の証明

(1) 公共職業安定所からの所得証明依頼

公共職業安定所長の職印をもって指定様式（納税証明依頼書）により申請した場合、当該書面に内容記載のうえ交付する。手数料は公用扱いとする。

<資料編 参照>

昭和46年10月19日付自治市第93号 自治省税務局市町村税課長通達
「中高年齢失業者等の所得証明に関する市区町村長の協力方の依頼について」

(2) 狩猟者登録税軽減のための課税証明

狩猟者登録税の軽減を受けるため、当該軽減を受けようとする者が指定様式（個人道民税に関する証明書）により申請した場合、該当事項を確認のうえ、当該書面に内容記載し交付する。手数料は課税証明として徴収する。

(3) 固定資産課税台帳未登載証明

主に新築家屋について課税台帳登載前にその旨の証明が必要な場合に申請がある。資産税担当で受付および決裁をし、手数料徴収の関係から証明窓口より交付する。手数料は登録証明に準じた扱いとする。

(4) 固定資産課税台帳に登録がない旨の証明（無資産証明）

固定資産課税台帳に固定資産の登録がない旨を証明するものであり、破産手続等に使用する場合に申請がある。資産税担当で受付および決裁をし、手数料徴収の関係から証明窓口より交付する。手数料は、1年度、1人につき300円とする。

(5) 住宅用家屋証明（租税特別措置法第72条、第73条）

住宅用家屋を登記する際の登録免許税軽減のための証明で建築行政課で発行する。

7 閲覧

市が保有する税に関する資料等は元来、税を賦課徴収するために納税者等に対し申告義務を課しまたは質問検査権の行使によって収集されたものであり、地方税法第22条の守秘義務規定から、法律その他特別の定めがある場合を除き本人以外の第三者に対する開示はできないものである。

本人（代理人を含む）に対する開示にあつては税の相談業務としての一環から当該所管担当での対応とし、証明窓口において処理する閲覧業務は次のとおり固定資産課税台帳の閲覧に限られるものである。

(1) 固定資産課税台帳（不動産登記事項）の閲覧

固定資産課税台帳は地方税法第380条の規定により固定資産の状況および価格を明らかにするために備え付けているものである。このため、課税上の必要から不動産登記簿に登記されている事項も登録されている。

不動産登記法第119条の規定により登記事項は何人も知ることができる不動産公示の原則があることから、登記事項は地方税法第22条でいう秘密には該当しないこととなる。

登記事項とは、土地または家屋の所在地番、家屋番号、地目、家屋の種類および構造、地積または床面積、登記名義人の氏名または名称等である。

閲覧申請は、土地にあつては地番による申請とし、地番が不明確の時は地番図等により確認させうえて申請させる。家屋の場合は地番および家屋番号によるものとするが、不明確である場合は具体的に住宅地図等で物件を指定させる。また、証明書の発行とは異なり、誰でも閲覧が可能なことから申請者の本人確認は不要とする。

なお、所有者名のみから所有物件を教えることは資産の公開にあたり、守秘義務に反することとなるので、物件の指定がない場合には申請は受理できないものである。

閲覧対応にあつては、当該申請書に閲覧事項を台帳画面等の確認により付記をし閲覧させるものとする。手数料は1筆または1棟につき1件として徴収する。

課税台帳は1月1日現在で作成するため登記簿と異なる場合があるので留意する。

所有者の住所については、個人情報保護の観点から、閲覧項目から除外する。また、納税通知書の送付先や相続人といった事実についても課税上知り得た秘密に属するため開示できないものである。

未登記家屋については、閲覧の対象とはならない。

<資料編 参照> 不動産登記法第119条

(2) 借地人・借家人等による閲覧

平成14年度の固定資産課税台帳の閲覧および証明制度の法定化に伴い、土地・家屋について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利を有する者のうち、賃借料等の対価を支払って当該権利を取得している者については、賃借料等に固定資産税が転嫁されている場合もあり実質的税負担者と考えられることから、当該権利の目的である土地・家屋（敷地である土地を含む）について閲覧または証明を申請することができることとなった。（地方税法第382条の2、第382条の3ほか）

申請にあつては、賃貸借契約書や領収書等の当該権利関係を示す書類の提示を求めてこれを確認し受理するものとするが、地番等が不明確である場合は住宅地図等で場所を指定させ担当者が画面検索等により該当物件を特定するものとする。

閲覧対応は「法定閲覧」により行い、課税台帳記載事項（公印不要）として交付する。手数料は1筆または1棟につき1件として徴収する。

資料編

I 参考法令

1 地方自治法

第2条 略

- 2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

2 地方公務員法

(秘密を守る義務)

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表する場合には、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

(罰則)

第60条 左の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

- (1) 略
- (2) 第34条第1項又は第2項の規定(第9条の2第12項において準用する場合を含む。)に違反して秘密を漏らした者
- (3) 略

3 地方税法

(納税証明書の交付)

第20条の10 地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定その他の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額その他地方団体の徴収金に関する事項（この法律又はこれに基づく政令の規定により地方公共団体の徴収金に関して地方団体が備えなければならない帳簿に登録された事項を含む。）のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、これを交付しなければならない。

(秘密漏えいに関する罪)

第22条 地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(固定資産課税台帳の閲覧)

第382条の2 市町村長は、納税義務者その他の政令で定める者の求めに応じ、固定資産課税台帳のうちこれらの者に係る固定資産として政令で定めるものに関する事項が記載（当該固定資産課税台帳の備付けが第380条第2項の規定により電磁的記録の備付けをもって行われている場合にあっては、記録。以下この条、次条及び第394条において同じ。）をされている部分又はその写し（当該固定資産課税台帳の備付けが同項の規定により電磁的記録の備付けをもって行われている場合にあっては、当該固定資産課税台帳に記録をされている事項を記載した書類。第387条第3項において同じ。）をこれらの者の閲覧に供しなければならない。ただし、当該部分に記載をされている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合その他当該部分又はその写しを閲覧に供することが適当でないと認められる場合には、当該部分に総務省令で定める措置を講じたもの又はその写し

(当該固定資産課税台帳の備付けをもつて行われている場合には、当該総務省令で定める措置を講じたものに記録をされている事項を記載した書類)を閲覧に供することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により固定資産課税台帳(同項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。以下この項において同じ。)又はその写しを閲覧に供する場合には、固定資産課税台帳に記載をされている事項を映像面に表示して閲覧に供することができる。

(固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付)

第382条の3 市町村長は、第20条の10の規定によるもののほか、政令で定める者の請求があつたときは、これらの者に係る固定資産として政令で定めるものに関して固定資産課税台帳に記載をされている事項のうち政令で定めるものについての証明書を交付しなければならない。ただし、当該証明書に記載されている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合その他当該証明書を交付することが適当でないと認められる場合には、当該証明書に総務省令で定める措置を講じたものを交付することができる。

(土地又は家屋の基準年度の価格又は比準価格の登記所への通知)

第422条の3 市町村長は、第410条第1項、第417条、第419条第2項又は第435条第2項の規定によつて、土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格を決定し、又は修正した場合には、その基準年度の価格又は比準価格その他総務省令で定める事項を、遅滞なく、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。

4 地方税法施行令

(納税証明事項)

第6条の21 法第20条の10に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 請求に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額として確定した額並びにその納付し、又は納入した額及び未納の額(これらの額のないことを含む。)
- (2) 前号の地方団体の徴収金に係る法第14条の9第1項に規定する法定納期限等(同項第5号及び第6号に定めるものを除く。)又は同条第2項に規定する法定納期限等(国税徴収法第15条第1項第7号から第10号までに定める日に係るものを除く。)
- (3) 法第16条の4第2項の規定により通知した金額
- (4) 固定資産課税台帳に登録された事項
- (5) 地方団体の徴収金につき滞納処分を受けたことがないことその他総務省令で定める事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 次に掲げる地方団体の徴収金に関する事項は、前項各号(第5号を除く。)に掲げる事項に該当しないものとする。

- (1) 地方団体が発行する証紙をもつて払い込む地方団体の徴収金(証紙に代えて、証紙代金収納計器で表示させることにより、又は現金で納付される地方団体の徴収金を含む。)のうち自動車税に係るもの以外のもの
- (2) 法定納期限が法第20条の10の規定により請求する日の3年前の日の属する会計年度前の会計年度に係る地方団体の徴収金(前項第1号の規定の適用については、未納の地方団体の徴収金を除く。)

(法第382条の2第1項の者等)

第52条の14 法第382条の2第1項に規定する政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項に規定するこれらの者に係る固定資産として政令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げる固定資産とする。

(1) 固定資産の納税義務者	当該納税義務に係る固定資産
(2) 土地について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る。)を有する者	当該権利の目的である土地
(3) 家屋について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る。)を有する者	当該権利の目的である家屋及びその敷地である土地
(4) 固定資産の処分をする権利を有する者として総務省令で定める者	当該権利の目的である固定資産

(法第382条の3の者等)

第52条の15 法第382条の3に規定する政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同条に規定するこれらの者に係る固定資産として政令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の中欄に掲げる固定資産とし、同条に規定する固定資産課税台帳に記載をされている事項のうち政令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

(1) 土地について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る。)を有する者	当該権利の目的である土地	法に規定するすべての登録事項
(2) 家屋について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る。)を有する者	当該権利の目的である家屋及びその敷地である土地	法に規定するすべての登録事項
(3) 固定資産の処分をする権利を有する者として総務省令で定める者	当該権利の目的である固定資産	法に規定するすべての登録事項
(4) 民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律40号)別表第一の1の項から7の項まで、10の項、11の2の項口、13の項及び14の項の上欄に掲げる申立てをしようとする者	当該申立ての目的である固定資産	法第381条第1項から第5項までに規定する登録事項

5 地方税法施行規則

(納税証明事項)

第1条の9 政令第6条の21第1項第5号の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第53条第6項後段の前事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下本号において同じ。)又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた同項に規定する控除対象個別帰属調整額、同条第11項後段の前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた同項に規定する控除対象個別帰属税額、同条第15項後段の前事業年度若しくは前計算期間又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた同項に規定する控除対象還付法人税額、同条第19項後段の前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた同項に規定する控除対象個別帰属還付税額その他法第14条の9第2項各号に掲げる地方税の額の算出のために必要な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか条例で定める事項

(政令第52条の14の表の第4号の者)

第12条の4 政令第52条の14の表の第4号に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 所有者
- (2) 商法（明治32年法律第48号）第398条第1項の規定により管理人に選任された者
- (3) 破産法（大正11年法律第71号）第157条の規定により破産管財人に選任された者
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第40条第1項の規定により保全管理人に選任された者及び同法第46条の規定により管財人に選任された者
- (5) 預金保険法（昭和46年法律第34号）第77条第2項の規定により金融整理管財人に選任された者
- (6) 農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第85条第2項の規定により管理人に選任された者
- (7) 保険業法第242条第2項の規定により保険管理人に選任された者
- (8) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第11条第2項の規定により金融整理管財人に選任された者
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により管財人に選任された者及び同法第79条第2項の規定により保全管理人に選任された者
- (10) 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）第32条第2項の規定により承認管財人に選任された者及び同法第51条第2項の規定により保全管理人に選任された者

(政令第52条の15の表の第3号の者)

第12条の5 政令第52条の15の表の第3号に規定する総務省令で定める者は、前条各号に掲げる者とする。

(法第382条の2第1項ただし書及び第382条の3ただし書の総務省令で定める措置)

第15条の5の4 法第382条の2第1項ただし書及び第382条の3ただし書に規定する総務省令で定める措置は、次に掲げる措置のいずれかとする。

- (1) 住所の削除
- (2) 住所に代わるものとして市町村長が適当と認める事項の記載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市町村長が適当と認める措置

6 民事執行法

(官庁等に対する援助請求等)

第18条 民事執行のため必要がある場合には、執行裁判所又は執行官は、官庁又は公署に対し、援助を求めることができる。

2 前項に規定する場合には、執行裁判所又は執行官は、民事執行の目的である財産（財産が土地である場合にはその上にある建物を、財産が建物である場合にはその敷地を含む。）に対して課される租税その他の公課について、所管の官庁又は公署に対し、必要な証明書の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、民事執行の申立てをしようとする者がその申立てのため同項の証明書を必要とする場合について準用する。

7 民事執行規則

(申立書の添付書類)

第23条 不動産に対する強制競売の申立書には、執行力のある債務名義の正本のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)～(4) 略
- (5) 不動産に対して課される租税その他の公課の額を証する文書

(強制競売の規定の準用)

第73条 第23条（第3号及び第4号を除く。）、第23条の2（第4号を除く。）、第25条から第27条まで及び第62条の規定は強制管理について、第59条から第61条までの規定は強制管理につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、第25条第1項中「法第47条第1項」とあるのは「法第93条の2」と、「差押債権

者」とあるのは「差押債権者及び管理人」と、同条第3項中「法第47条第6項」とあるのは「法第111条において準用する法第47条第6項本文」と、「債務者」とあるのは「債務者及び管理人」と、第27条中「及び債務者」とあるのは「債務者及び管理人」と読み替えるものとする。

(不動産執行の規定の準用)

第173条 前章第2節第1款第1目(次に掲げる規程を除く。)は、担保不動産競売について準用する。

(1) 第23条中執行力のある債務名義の正本に係る部分

(2) 第62条

2 略

8 民事保全規則

(強制管理の方法による不動産に対する仮差押えの執行)

第32条 民事執行規則第23条第1号、第2号及び第5号、同規則第23条の2(第4号を除く。)、同規則第63条、同規則第64条の2から第68条まで、同規則第71条並びに同規則第73条において準用する同規則第25条の規定は、強制管理の方法による不動産に対する仮差押えの執行について準用する。この場合において、同規則第71条第1項中「法第108条」とあるのは、「民事保全法第47条第4項」と読み替えるものとする。

2 強制管理の方法による不動産に対する仮差押えの執行の申立書には、仮差押命令の申立てについての手続においてその執行の申立てをする旨を明示したことを証する書面を添付しなければならない。

9 職業安定法

(市町村が処理する事務)

第11条 公共職業安定所との交通が不便であるため当該公共職業安定所に直接求人又は求職を申し込むことが困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域(以下この項において「指定地域」という。)を管轄する市町村長は、次に掲げる事務を行う。

(1) 指定地域内に所在する事業所からの求人又は指定地域内に居住する求職者からの求職の申込みを当該公共職業安定所に取り次ぐこと。

(2) 当該公共職業安定所からの照会に応じて、指定地域内に所存在する事業所に係る求人者又は指定地域内に居住する求職者の職業紹介に関し必要な事項を調査すること。

(3) 当該公共職業安定所からの求人又は求職に関する情報を指定地域内に所在する事業所に係る求人者又は指定地域内に居住する求職者に周知させること。

2 略

3 市町村長は、第1項の事務に関し、求人者又は求職者から、いかなる名義でも、実費その他の手数料を徴収してはならない。

4 略

10 地方住宅供給公社法

(他の法令の準用)

第47条 不動産登記法(平成16年法律第123号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、地方公社を地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

11 酒税法

(免許の要件)

第10条 第7条第1項、第8条又は前条第1項の規定による免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、免許を与えないことができる。

(1)～(5) 略

(6) 免許の申請者が免許の申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けた者である場合

(7) 免許の申請者が国税若しくは地方税に関する法令、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）若しくはアルコール事業法の規定により罰金の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（明治33年法律第67号）（地方税法（昭和25年法律第226号）において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法（昭和32年法律第37号）及び特別とん税法（昭和32年法律第38号）において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過するまでの者である場合

(7)の2～(12) 略

12 不動産登記法

（登記事項証明書の交付等）

第119条 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2～5 略

13 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

（欠格事由）

第6条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

(1)～(4) 略

(5) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの

(6) 略

II 通達等

1 地方税に関する事務に従事する職員の守秘義務について

昭和49年11月19日付自治府第159号

各都道府県知事あて自治省税務局長通知

標記については、地方公務員法及び地方税法に定められているところであるが、今後は下記のとおり取り扱うことが適当であると考えられるので、その運用にあたって慎重を期し、遺憾のないようにされたい。

なお、管下市町村に対しても、この旨示達のうえ、その趣旨の徹底が図られるよう十分に指導されたい。

記

- 1 地方公務員法第34条第1項の「秘密」とは、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実で職務上知り得たものをいうものであり、地方税法第22条の「秘密」とは、これらのもののうち、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たものをいうものであること。

したがって、一般に、収入額又は所得額、税額等は、地方公務員法第34条第1項及び地方税法第22条の「秘密」のいずれにも該当し、滞納者名及び滞納税額の一覧等は、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たものでないのに、地方税法第22条の「秘密」には該当しないが、地方公務員法第34条第1項の「秘密」に該当するものであること。

- 2 したがって、滞納者名及び滞納税額の一覧であつても、納税者等の利益を保護し、行政の円滑な運営を確保するため、一般に公表すべきでないことは勿論であるが、議会の審議の場においてその開示を求められた場合においても、原則として開示すべきではないものであり、議会から地方自治法第100条等の規定に基づきその開示を求められた場合においては、議会の審議における必要性と納税者等の利益の保護、行政の円滑な運営確保の必要性等を総合的に勘案した結果その要請に応ずべきものと判断したときを除き、開示すべきではないものであること。

なお、開示する場合であつても、議会に対し秘密会で審議することを要請する等適切な配慮をすること。

2 地方税法第22条と公営住宅法第23条の2の関係等について

昭和38年3月15日付内閣法制局一発第6号

内閣法制局第一部長から自治省税務局長あて

昭和37年10月28日付け自治丙市発第22号をもって照会があった標記の件に関し、次のとおり当局の意見を回答する。

1 問題

- (1) 公営住宅の事業主体の長が、公営住宅法第23条の2の規定により、市町村長に対して、市町村民税の課税台帳を閲覧させることを求めた場合において、当該市町村長がその求めに応じて閲覧させたときは、地方税法第22条に規定する犯罪が成立するものと解すべきであるか。
- (2) 弁護士会が、弁護士法第23の2の規定により、市町村長に対して、地方税法第22条にいう「その事務に関して知り得た秘密」に該当する事項について報告を求めた場合において、当該市町村長がその求めに応じて報告したときは、地方税法第22条に規定する犯罪が成立するものと解すべきであるか。

2 意見及び理由

- (1) 私人は、直接地方税法の規定により又は地方税法に基づく公権力の行使により、その意に反して、一定の秘密を地方税に関する調査に関する事務に従事している者に知られることを受忍する義務を負うが、それは、いうまでもなく地方税の賦課徴収のために必要であるからである。地方税に関する調査に関する事務に従事している者自身が私人の秘密を知るとは、地方税の賦課徴収に必要であり、やむを得ないところであるから、

地方税法の予想するところと解すべきは当然であるが、地方税に関する調査に関する事務に従事している者がその事務に関して知り得た私人の秘密をその意に反して第三者に知らせることは、地方税の賦課徴収に必要な限度をこえるものであって、それは、地方税法の予想しない人権に対する新たな侵害であると解すべきである。地方税法第22条は、「地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密をもらし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。」と規定しているが、その趣旨が、このような地方税法の予想しない人権に対する新たな侵害が現実が発生するのを防止するためのものであることは、いうまでもないから、地方税法に関する調査に関する事務に従事している者が「その事務に関して知り得た秘密」を第三者に知らせる行為が適法であり、同条に規定する犯罪とならないものと解しうるためには、そのような行為を適法なものとして許容したと認めるに足りる法律の規定があることを要すると解すべきは、当然である。

市町村民税の課税台帳の記載内容が地方税法第22条にいう「その事務に関して知り得た秘密」に該当するかどうかは、当該部分についての具体的判断の問題であるが、収入の状況及びその源泉等については該当する場合も十分にありうるものと考えられる。右の秘密に該当する場合においては、右に述べたところからして、お尋ねの問題の要点は、市町村長が公営住宅の事業主体の長にこれを閲覧させることを公営住宅法第23条の2の規定が許容する趣旨を有するかどうかに係ることになるわけであるが、結論からさきにいえば、同条は、そのような趣旨を有するものと解すべきである。

その理由は、次のとおりである。

公営住宅法第23条の2が「事業主体の長は、第12条第2項の規定による家賃の減免、第13条の2の規定による家賃若しくは敷金の徴収の猶予又は第21条の2の規定によるあつせん、割増賃料の徴収等の措置に関し必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者……に報告を求め……ることができる。」と規定しているが、このような規定が設けられたのは、事業主体の長が、公営住宅の入居者の収入を的確に把握しなければ、右に規定する措置を適正に行なうことができないからにほかならないことは、いうまでもないところである。同条は、その文言上は、事業主体の長の権限を規定しているにとどまるが、その実質においては、入居者に対して、事業主体の長の権限に対応する義務、換言すれば、事業主体の長の求めに応じて報告をなすべき義務を課したものであると解するのが相当である。同条の趣旨をこのように見てくれば、結局のところ、同条に規定する措置に関し必要と認められる限りにおいては、入居者の収入の状況は、事業主体の長に対する関係においては秘密であってはならず、むしろ事業主体の長に知得させなければならないものであることは、明らかであろう。同条は、他方、「事業主体の長は、第12条第2項の規定による家賃の減免、第13条の2の規定による家賃若しくは敷金の徴収の猶予又は第21条の2の規定によるあつせん、割増賃料の徴収等の措置に関し必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について……官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。」と規定している。この規定は、前述の入居者に係る規定と同様、その文言上は事業主体の長の権限を規定しているにとどまるが、その実質においては、官公署に対して、別途特段の公益上の理由がない限り、事業主体の長の行なう公営住宅の入居者の収入の状況の調査に協力すべき義務を課したものと解すべきであろう。これは、当該入居者又はその関係人が所要の報告をせず、若しくは報告をしないことが予見される場合、及びその報告の内容の真実性を確認する必要がある場合のあることに備えての規定であることはいうまでもないから、この規定に基づく求めがあった場合においては、当該官公署は、前述のように、これを拒否すべき特段の理由があれば格別、そうでない限り、その求めに応じて閲覧又は記録をさせるべきことは、これまた当然のことであって、このことによって、事業主体の長が当該入居者の収入の状況を知得したとしても、事業主体の長は、本来知得すべき事項を知得しただけのことであって、なんら不合理はないのである。したがって、公営住宅法第23条の2は、市町村民税の課税台帳の記載内容であって地方税法第22条にいう「その事務に関して知り得た秘密」に該当するものを市町村長が公営住宅の事業主体の長に閲覧させることを許容する趣旨を有するものとい

わなければならない。

以上の理由によって、お尋ねの場合においては、市町村民税の課税台帳の当該部分が地方税法第22条にいう「その事務に関して知り得た秘密」に該当する場合においても、同条に規定する犯罪は成立しないものと解する。

- (2) 「地方税に関する調査に関する事務に従事している者」が「その事務に関して知り得た秘密」を第三者に知らせる行為を適法なものとして許容したと認めるに足りる法律の規定がある場合においては、前述のとおり、当該行為は適法であり、地方税法第22条に規定する犯罪とならないものと解すべきであるから、お尋ねの問題の要点は、弁護士法第23条の2が、弁護士会が市町村長に対して、地方税法第22条にいう「その事務に関して知り得た秘密」に該当する事項の報告を求めた場合において、市町村長がその求めに応じて、当該事項を報告することを適法なものとして許容していると認めるに足る規定であるかどうかに係るわけである。

ところで、弁護士法第23条の2は、第1項において「弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があった場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。」と規定し、第2項において、「弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」と規定しており、市町村長が弁護士法第23条の2にいう「公務所」に該当することはもちろんであるから、ただ文言だけに着目する限り、同条が右の行為を適法なものとして許容しているかのようにも思われるが、実質をよく見ると、そう考えるのは、速断に失するといわざるを得ない。

弁護士法第23条の2第2項の規定により、弁護士会が公務所に対し必要な事項の報告を求めることができるとされているのは、同条の明文から直ちにうかがうように、その事項が弁護士の「受任している事件」について必要とされるからにはほかならないが、弁護士は、弁護士法第3条第1項の規定により明らかなどおり、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって事件を受任するのであるから、右にいう「必要な事項」は、結局のところ、事件の依頼者又は委嘱者の利益のために必要とされるものといわなければならないのであり、したがって、お示しの場合において、市町村長が地方税法第22条にいう「その事務に関して知り得た秘密」に該当する事項を弁護士会に報告するものとするれば、事件の依頼者又は委嘱者の利益のために、当該私人の秘密を犠牲にすることとなるわけである。もとより、事件の委嘱者は、官公署であり、また、事件の依頼者が公共の利益をはかることを目的とする法人であることもあり、事件の依頼者又は委嘱者の利益がすべてそのために当該私人の秘密を犠牲にすることが絶対に正当視されえないものであるともいいえないであろう。しかしながら、弁護士の受任している事件の依頼者には、いかなる者もなりうることを考えるとき、弁護士の受任している事件の依頼者の利益のうちには、そのために、地方税法第22条にいう「秘密」を犠牲にすることは、どうてい正当視され得ないものがきわめて数多く存在することは、何人も否定しえないであろう。してみれば、弁護士法第23条の2の規定が、地方税法第22条にいう「その事務に関して知り得た秘密」に該当する事項について、弁護士会の求めに応じて報告することを許容しているものと認めることは、困難であり、したがって、お示しの場合においては、他に違法性阻却事由がある等、特段の事由が認められる時は格別、そうでないときには、地方税法第22条に規定する犯罪が成立するものと解するのを相当とする。

3 『情報公開時代の地方税務とプライバシー』 地方税務研究会 編著

第Ⅱ部事例研究「3 下水道使用料滞納者に対する納税状況の照会と守秘義務」抜粋

2 税務資料開示可否の判断基準とは

税務資料の開示の可否の判断にあたっては、「その事務に関して知り得た秘密」を第三者に知らせる行為が適法であると解しうるためには、そのような行為を適法なものとして許容したと認めるに足りる法律の規定があることを要すると解されている。（昭和38年3月15日内閣法制局一発第6号）

この内閣法制局の見解について注意しなければならないのは、税務資料の開示を「適法なものとして許容したと認めるに足りる法律の規定があること」とは「単に税務資料の開示を許容するような法律の規定が存在すること」を意味するものとはならないということである。

すなわち、単に法文上、照会又は報告を求めることができるという規定があることのみでは、その規定は一般的な協力義務を規定したに過ぎない場合もあり、守秘義務の課されている事項について他の行政目的のための使用を許可したものと直ちに解することはできないということである。

従って、このような規定があることに加えて、その法律の趣旨、個々の条文の規定、照会等の目的及び内容などについて具体的に検討した結果、次に掲げる例のような場合には、照会に応じることを「適法なものとして許容したと認めるに足りる法律の規定がある」と解することができるものである。

- ① 照会事項について納税者が照会者に対して報告又は申告義務を負うなど、照会者と納税者との間においては当該照会事項が秘密とされていない場合（公営住宅法第34条により公営住宅の事業主体の長が入居制限の必要上知らなければならない入居者の所得状況に関する照会等。昭和45年1月29日大阪高裁判決昭44（行コ）2号）
- ② 照会事項に応じないことについて罰則等が課され、これによって守秘義務を解除したと認められる場合（刑事訴訟法第144条により公務員の職務上の秘密に関する証言拒否権が原則として認められない場合等）

4 税理士に対する相続税等の申告のために使用する固定資産評価証明書の交付について

昭和60年1月21日付自治固第1号 日本税理士会連合会会長あて

自治省税務局固定資産税課長回答

昭和60年1月12日付け日連59第582号（総第208号）で照会のあった標記のことについて、下記の通り回答します。

記

お見込みのとおり。

昭和60年1月12日 日連59第582号（総第208号）

日本税理士会連合会会長から

自治省税務局固定資産税課長あて

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、固定資産の価格に関する証明書（以下「固定資産評価証明書」という。）は、原則としてその所有者又は所有者の同意を得た者に限り交付される取扱いが行われていますが、この「所有者の同意を得た者」の解釈に関し、下記のような疑義がありますので、ご教示願います。

記

相続税などその申告に際し固定資産評価証明書を必要とする税目について税理士に税務代理を委任する場合には、特に反対の意思が明示されない限り、税理士が本人に代って固定資産評価証明書を取得することをも含めて委任しているものと推定されるので、税理士が所有者のために固定資産評価証明書を取得しようとする場合には、特にそのための委任状は要せず、税理士法第30条に定める税務代理の権限を有することを証する書類の写の添付をもって足りると解されるが如何。

5 土地又は家屋に係る固定資産税の価格に関する証明書の交付について

昭和33年9月10日付自丙市発第67号

東京都主税局長，総務局長，各都道府県総務部長あて
自治庁税務局長通達

標記について最高裁判所事務総局民事局から別紙のと通りの依頼があつたが，訴訟当事者が訴訟物の価額の算定のための資料として添付すべき証明書を市町村において求められたときには，その証明書の交付を行なうことが適当であるから，この旨貴管下市町村にご示達の上事務処理上遺憾のないようご指導願いたい。

(別紙)

訴訟物の価額の算定のための資料として添付すべき証明書の交付について（依頼）

昭和33年7月16日 最高裁民事甲第260号

最高裁判所事務総局民事局長から

自治庁税務局長あて

標記について，宇都宮地方裁判所長から別紙の照会がありました。

右照会は，さきに当庁において別添のとおり訴訟物の価額の算定基準を定め，その価格の認定の資料として，地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の規定による固定資産税の課税標準となる価格のあるものについては，所管公署のこれを証明する書面を提出させる等の方法により，適宜当事者に証明させることとしたことに関連するものであります。

ついては，今後訴訟当事者等が公簿を所管する公署たる市町村に対し右の事項に関する必要な証明書の交付を求めたときは，これを交付するものとするようお取り計らいください。

(別紙)

訴訟物の価額の算定資料について

昭和33年7月7日 宇地裁訟第107号（訟ろ一二）

宇都宮地方裁判所長から

最高裁判所事務総局民事局長あて

訴訟物の価額の算定については，昭和31年12月12日民事甲第412号通知により，地方税法第349条の規定による固定資産税の課税標準となる価格のあるものについては，その価格によることになっておりますが当庁管内市町村のうちには，所有者以外の者が固定資産税の課税標準となる価格の証明書の交付を求めた場合に，これに応じない取扱いをしているところもありますので，右証明書の交付について貴局のご見解をお伺いいたしたく，照会いたします。

(参考)

訴訟物の価額の算定基準について（通知）

昭和31年12月12日 最高裁判所民事甲第412号（訟ろ一二）

最高裁判所事務総局民事局長から

高等裁判所長官地方裁判所長あて

標記について，今般，別紙の基準を作成しましたから，執務の参考資料として送付します。

なお，右に関して，次のとおり申し添えます。

- 1 この基準は，従来，各裁判所における受付事務の取扱いが分れていた実情にかんがみ，参考資料として作成したもので，訴訟物の価額に争いがあるとき等の基準となるものではない。
- 2 この基準は，先般当局において作成した案（昭和31年6月21日付当庁民事甲第185号照会参照）に対する各庁の意見を参しゃくして作成したもので，日本弁護士連合会においても，了承済みである。
- 3 各簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所から通知されたい。

(別紙)

訴訟物の価額の算定基準

- 1 所有権
目的たる物の価格
地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の規定による固定資産税の課税標準となる価格のあるものについては、その価格とし、その他のものについては、取引価格とすること（以下「物の価格」とある場合は、同様である。）
- 2 占有権
目的たる物の価格の3分の1
- 3 地上権，永小作権，賃借権
目的たる物の価格の2分の1
- 4 地役権
承役地の物の価格の3分の1
- 5 担保物権
 - (1) 優先順位の担保物権がない場合
被担保債権の金額。目的たる物の価格が被担保債権の金額に達しないときは、物の価格
 - (2) 優先順位の担保物権がある場合
被担保債権の金額。目的たる物の価格に優先順位の担保物権を考慮して修正を加えた金額が被担保債権の金額に達しないときは、右の修正金額
- 6 金銭支払請求権
請求金額。将来の給付を求めるものは、請求金額から中間利息を控除した金額
- 7 物の引渡（明渡）請求権
 - (1) 所有権にもとづく場合
目的たる物の価格の2分の1
 - (2) 占有権にもとづく場合
目的たる物の価格の3分の1
 - (3) 地上権，永小作権，賃借権にもとづく場合
目的たる物の価格の2分の1
 - (4) 賃貸借契約の解除等による場合
目的たる物の価格の2分の1
- 8 所有権移転登記請求権
目的たる物の価格
- 9 詐害行為取消
原告の債権の金額。取り消される法律行為の目的の価格が原告の債権の金額に達しないときは、法律行為の目的の価格
- 10 境界確定
係争地域の物の価格
(備考)
 - (1) 上訴の場合は、不服を申し出た限度で訴訟物の価額を算定することとし、附帯上訴の場合も、同様とすること。
 - (2) 会社設立無効，株主総会の決議の取消，無効確認等の訴は、財産権上の請求で訴として、取り扱うこと。
 - (3) 価格の認定に関しては、固定資産税の課税標準となる価格について所管公署のこれを証明する書面を提出させる等の方法により、適宜当事者に証明させること。

6 訴訟物の価額の算定のための資料として添付すべき固定資産の価格に関する証明書の交付について 昭和50年10月29日付 自治省税務局固定資産税課長内かん

訴訟物の価額の算定のための資料として添付すべき固定資産の価格に関する証明書の交付については、昭和33年9月10日付自丙市発第67号、東京主税局長、総務局長、各道府県総務部長あて自治庁税務局長通達によつて管下市町村をご指導いただいていることと存じます。

ところで、弁護士から交付申請のあつた固定資産評価証明書が訴訟物の価額算定の資料として使用されるものであるか否かを判定するために証明者（市町村長）が求めるその明資料の範囲等については、全国的にみて必ずしも同様に取り扱われている状況になく、この点についてかねてより日本弁護士連合会からその統一的取り扱いについて要望が行われておりましたが、この点に関して日本弁護士連合会と協議しつつ検討を重ねた結果、今後は、弁護士から係争事件の訴訟代理人として、訴訟物の価額算定のための資料として添付すべき固定資産評価証明書の交付申請があつた場合において、その申請が別紙(1)の固定資産評価証明書申請書の様式により、別紙(1)に掲げる要件を充足するものについては、この申請書をもとに証明書の交付を行うことが適当であるとの結論にいたりましたので、この旨、貴管下の関係市町村によりしくご指導願います。

なお、別紙(1)の用紙は、各弁護士会において備えられることになっております。

おつて、この件について、別紙(2)の通知が関係弁護士会あてに行われる予定です。

別紙(1)(2) 略

昭和50年10月の内かんで統一的取扱いを行うこととされた弁護士会及び関係道県

弁護士会名	道県名	弁護士会名	道県名	弁護士会名	道県名
千葉県弁護士会	千葉県	富山県弁護士会	富山県	山形県弁護士会	山形県
水戸弁護士会	茨城県	大分県弁護士会	大分県	佐賀県弁護士会	佐賀県
函館弁護士会	北海道	福岡県弁護士会	福岡県	高知弁護士会	高知県
釧路弁護士会		三重弁護士会	三重県	長野県弁護士会	長野県

7 訴訟物の価額の算定のための資料として添付すべき固定資産の価格に関する証明書の交付について 昭和56年10月9日付 自治省税務局固定資産税課長内かん

訴訟物の価額の算定のための資料として添付すべき固定資産の価格に関する証明書の交付については、昭和33年9月10日付自丙市発第67号、東京都主税局長・総務局長、各道府県総務部長あて自治庁税務局長通達によつて管下市町村をご指導いただいていることと存じます。

ところで、当該証明書が訴訟物の価額の算定のための資料として使用されるか否かの判定に際しての具体的取扱いに関しては、これまでもその取扱いの円滑化等を図るべく日本弁護士連合会及び関係都道府県との協議を進め、昭和50年10月29日に関係11道県に対し、同じく昭和55年7月2日に関係29都道府県に対し、それぞれ自治省税務局固定資産税課長内かんが出され、当該都道府県管下の市町村においては統一的取扱いが行われてきているところです。

今回、新たに日本弁護士連合会から5つの道県についてその管内の5弁護士会に係る統一的取扱いについて要望があり、それについて検討した結果、従来の39都道府県を含めてこれら43都道府県管下の市町村については従来と同様の取扱いを行うのが適当であるとの結論にいたりました。従つて、今後は、弁護士から係争事件の訴訟代理人として訴訟物の価額の算定のための資料として添付すべき固定資産評価証明書の交付申請があつた場合において別紙(1)の固定資産評価証明申請書の様式により適正にその申請が行われたものについては、この申請書をもとに証明書の交付を行うことが適当であると考えますので、この旨貴管下の関係市町村によりしくご指導願います。

なお、別紙(1)の用紙は日本弁護士連合会において備えられることになっております。またこの件について別紙(2)の通知が日本弁護士連合会から関係弁護士会あてに行われることを申し添えます。

別紙(1)(2) 略

8 訴訟物の価額の算定のための資料として添付すべき固定資産の価格に関する証明書の交付について

昭和56年10月8日付

各道府県総務部長，東京都主税局長・総務局長あて
自治省固定資産税課長内かん

訴訟物の価額の算定のための資料として添付すべき固定資産の価格に関する証明書の交付については，昭和33年9月10日付自丙市発第67号，東京都主税局長・総務局長，各道府県総務部長あて自治庁税務局長通達によつて貴管下市町村をご指導いただいていることと存じます。

この場合において，訴訟物の価額の算定のための資料として用いられるか否かの判断に際しては，原則として訴状の写しの提出を求め，その旨を確認することが必要ですが，弁護士から請求があつた場合については，その業務の必要性にかんがみ，昭和50年10月29日及び昭和55年7月2日付の自治省税務局固定資産税課長内かんにより，一定の申請書の提出を求めることにより証明書の交付を行うようご指導願つていただいております。

今回，日本司法書士会連合会から司法書士についても弁護士に対する取扱いに準じて，一定の申請書の提出により証明書の交付が受けられる方法を講じられたい旨要望がありました。この点に関し，種々検討を重ねた結果，係争事件の訴訟代理人としての弁護士とはその職務内容は自ずから異なるものの，司法書士においても業務遂行上，訴訟物の価額の算定のための資料が必要であり，弁護士に準ずる取扱いを行うのが適当であるとの結論にいたりました。

従つて，今後は，裁判所に提出する書類の作成の囑託を受けた司法書士から訴訟物の価額の算定のための資料として添付すべき固定資産評価証明書の交付申請があつた場合において別紙(1)の固定資産評価証明申請書の様式により適正にその申請が行われたものについては，この申請書をもとに証明書の交付を行うことが適当であると考えますので，この旨貴管下の関係市町村によりしくご指導願います。

なお，別紙(1)の用紙は日本司法書士会連合会において備えられることになっております。

また，この件について別紙(2)の通知が日本司法書士会連合会から各司法書士会あて行われることを申し添えます。

別紙(1)(2) 略

9 借地非訟事件の申立手数料の額の算定のための資料とすべき証明書の交付について

昭和42年4月3日付自治固第33号

東京都主税・総務局長，各道府県総務部長あて
自治省税務局長通達

標記のことについて最高裁判所事務総局民事局長から別紙のとおり依頼があつたが，借地非訟事件の当事者（当事者となるべき者を含む。）のうち当該事件に係る土地の所有者以外のもまたはその代理人から借地非訟事件の申立手数料の額の算定のための資料とすべき証明書の交付を市町村において求められた場合には，その交付を行なうことが適当であるから，この旨貴管下市町村に御示達のうえ事務処理上遺憾のないよう御指導願いたい。

(別紙)

借地非訟事件の申立手数料の額の算定のための資料とすべき証明書の交付について(依頼)

昭和42年2月23日 最高裁民二第196号

最高裁判所事務総局民事局長から自治省税務局長あて

借地法等の一部を改正する法律（昭和41年法律第93号）の施行にともなう借地非訟事件の申立手数料の額は，借地権の目的の土地の価額を基準として算定することになっております（借地非訟事件手数料等規則（昭和42年最高裁判所規則第2号）第1条参照）。ついては，借地権の目的の土地に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の規定による価格を右手手数料の算定のための資料としたいので，当該事件の当事者（当事者となるべき者を含む。）またはその代理人が固定資産課税台帳を所管する公署たる市町村に対し，右の価格に関する証明書の交付を求めたときは，これを交付するものとするようお取り計らい下さい。

10 民事保全規則第20条第1号ハの不動産の価額を証する書面として保全命令の申立書に添付すべき証明書の交付等について

平成2年9月27日付自治固第68号

東京都主税・総務局長，各道府県総務部長あて
自治省税務局長通達

標記について，最高裁判所事務総局民事局から別添のとおり依頼があったが，民事保全規則（平成2年最高裁判所規則第3号）の施行日以降，市町村において，保全命令事件の当事者（当事者となるべき者を含む。）又はその代理人から，同規則第20条第1号ハ（同規則第23条において準用する場合を含む。）の不動産の価額を証する書面として保全命令の申立書に添付すべき固定資産評価証明書の交付を求められた場合は，その交付を行うことが適当であり，また，証明書の交付を申請する者のうち当該固定資産の所有者以外の者から提出を求める申請書及び資料等については，訴えの提起，調停の申立て及び借地非訟の申立てに必要な証明書の交付を申請する場合を含め，別添において示す別紙様式によることが適当であると認められるので，この旨貴管下市町村に御示達の上，事務処理上遺憾のないよう御指導願いたい。

なお，前記民事保全規則は，民事保全法（平成元年法律第91号）の施行の日（平成3年1月1日）から施行することとされているので，念のため申し添える。

（別添）

民事保全規則第20条第1号ハの不動産の価額を証する書面として保全命令の申立書に添付すべき証明書の交付について（依頼）

平成2年8月30日 最高裁民二第318号
最高裁判所事務総局民事局長から
自治省税務局長あて

民事保全規則（平成2年最高裁判所規則第3号）の制定及び公布に伴い，同規則第20条第1号ハ（同規則第23条において準用する場合を含む。）の規定の運用について，新潟地方裁判所長から別紙の照会がありました。

この照会については，同地方裁判所長の見解のとおりと考えますので，同規則の施行が予定される平成3年1月1日以降，保全命令事件の当事者等が仮差押命令及び仮処分命令の申立書に添付するために使用する目的で，地方税法第349条の規定による固定資産税の課税標準となる価格のある不動産について，所管公署の交付する当該価格の証明書の交付を同公署である市町村に対し求めた場合には，これを交付するものとされるようお取り計らいください。

なお，従前から訴えの提起，調停の申立て及び借地非訟の申立てのために使用する目的で，前記の証明書の交付の求めがあった場合には，これを交付する取扱いがされておりますが，今回の仮差押え及び仮処分の申立てのために使用する場合も含めて，別紙様式により前記の証明書の交付申請があった場合には，これを交付するものとされるようお取り計らいください。

（別紙）

民事保全規則第20条第1号ハの不動産の価額を証する書面について（照会）

平成2年8月6日 新地裁総第655号
新潟地方裁判所長から
最高裁判所事務総局民事局長あて

民事保全規則（平成2年最高裁判所規則第3号）第20条第1号ハ及び第23条によれば，不動産に対する仮差押及び仮処分命令の申立書には不動産の価額を証する書面を添付すべきものとされています。地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の規定による固定資産税の課税標準となる価格のある不動産については，所管公署の交付する当該価格の証明書を添付させるべきものと考えますが，疑義がありますので，貴局の御見解をお伺いいたしたく，照会いたします。

(別紙様式)

固定資産評価証明書の交付申請書

下記の裁判所に対し、下記の事件の申立てをするために必要がありますので、下記の物件について固定資産評価証明書を交付されたく申請いたします。

なお、交付を受けた証明書を下記の目的以外に使用することはいたしません。

平成 年 月 日

市(町・村)長 殿

申請人	弁護士の場合	事務所所在地 氏名					印
	弁護士以外の場合	本人の住所 本人の氏名(名称) 代理人の住所 代理人の氏名					印 印
使用目的	裁判所		支部に		訴えの提起 仮差押えの申立て 仮処分の申立て 調停の申立て 借地非訟の申立て のため		
物件の表示	区分	物件の所在地	家屋番号	地目(種類)	地積(床面積)	証明年度	所有者氏名(名称)
	土地・家屋					年度	
	土地・家屋					年度	
	土地・家屋					年度	
	土地・家屋					年度	
	土地・家屋					年度	

(公署記入欄)

証明番号		証明件数	通	件	台帳照合	
------	--	------	---	---	------	--

(注)

- 1 弁護士が申請する場合には、次の要件を充足しているときに限り、証明書が交付されます。
 - (1) 申請人欄の上段に事務所所在地及び氏名を記入し、弁護士の職印を押印すること。
 - (2) 事務員等を使用者として申請する場合には、「事務員等何某を使用者として交付申請する」旨を記載した文書等を携行させること。
- 2 弁護士以外の者が申請する場合には、次の要件を充足しているときに限り、証明書が交付されます。
 - (1) 申請人欄の下段に住所及び氏名(名称)を記入し、押印すること。申請人が司法書士である場合には、職印を押印すること。
 - (2) 代理人によって申請する場合には、(1)に加え、代理人の住所及び氏名を記入し、代理人が押印した上、委任状の提出に代えて、「事務員等何某を代理人として交付申請する」旨を記載した文書等を携行させれば足りる。
 - (3) 窓口において職員の求めがあった場合には、申請人(本人又は代理人)は、自己の身分を証する書面及び使用目的に使用することを証する資料を提示すること(郵送による申請の場合には、使用目的に使用することを証する資料を添付すること。)。ただし、司法書士が申請する場合には、これらの提示又は送付に代えて、使用目的欄の余白に嘱託者の住所及び氏名(名称)を記載すれば足りる。

11 民事保全規則第20条第1号ハの不動産の価額を証する書面として保全命令の申立書に添付すべき証明書の交付等についての具体的な取扱いについて

平成2年9月27日付 東京都主税・総務局長、各道府県総務部長あて
自治省税務局固定資産税課長内かん

訴訟物の価額算定のための資料として添付すべき証明書など訴えの提起等に必要となる固定資産評価証明書の交付については、昭和33年9月10日付自丙市発第67号、東京都主税局長・総務局長、各道府県総務部長あて自治庁税務局長通達等によって管下市町村をご指導いただいていることと存じます。

ところで、今般、民事保全法（平成元年法律第91号）及び民事保全規則（平成2年最高裁判所規則第3号）の制定に伴い、同規則第20条第1号ハ（同規則第23条において準用する場合を含む。）の不動産の価額を証する書面として保全命令の申立書に添付すべき証明書の交付等について、別途平成2年9月27日付自治固第68号、東京都主税局長・総務局長、各道府県総務部長あて自治省税務局長通達がなされたところでありますが、その具体的な取扱いにつきましては、左記の諸点に留意の上、適確な処理が図られるよう、貴管下市町村に対し御指導方よろしくお願いいたします。

記

- 1 固定資産評価証明については、その性格上、原則として第三者に対して行うべきものではないことから、前記通達に係る固定資産評価証明申請書の様式（以下「申請書様式」という。）に示す評価証明書の交付に係る要件について十分に確認の上これを交付することとし、秘密の保持に特に留意すること。
- 2 弁護士及び司法書士の申請に係る訴訟物の価額の算定のための資料として添付すべき固定資産評価証明書の交付については、既に昭和50年10月29日付自治省税務局固定資産税課長内かん、昭和56年10月8日付同内かん等によりその取扱いの基準を示してきたところであるが、民事保全規則の施行日以降、弁護士・司法書士以外の訴訟等の当事者（当該固定資産の所有者以外の者）が交付を申請する場合も含め、裁判所に対し訴えの提起又は仮差押え、仮処分、調停若しくは借地非訟の申立てを行うに当たって添付すべき固定資産評価証明書の交付に関しては前記通達に従って処理されたいこと。
- 3 申請書様式中(注)2(3)の「使用目的に使用することを証する資料」とは、訴えの提起にあっては当該訴えに係る訴状の写しを、仮差押え、仮処分、調停及び借地非訟の申立てにあっては当該申立てに係る申立書の写しをいうものであること。
- 4 前記民事保全規則は、民事保全法の施行の日（平成3年1月1日）に施行することとされているので、十分準備及び周知を図り、事務処理上遺憾なきを期されたいこと。

12 不動産競売申立に添付すべき租税その他の公課の証明書の交付について

昭和32年1月23日付自丙市発第16号

各都道府県総務部長あて自治庁税務部長通達

標記について別紙甲号の最高裁判所事務総局民事局長からの照会に対し、別紙乙号のとおり回答したので、この旨管下市町村に連絡するとともに、指導方よろしく願います。

(別紙甲号)

不動産競売申立に添付すべき租税その他の公課の証明書の交付について

昭和31年11月29日 最高裁判所民事甲第398号

最高裁判所事務総局民事局長から

自治庁税務部長あて

標記について、大分地方裁判所から別紙の照会がありました。当局としては、左記のとおり考えますが、貴見を承知したく、照会します。

記

不動産の競売申立に際し、債権者は、民事訴訟法第643条第2項（競売法第24条第5項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、競売申立に添付すべき租税その他の公課の証明書を、公簿を主管する官庁たる市町村に求めることができるものとされているから、市町村は、債権者の申請があつたときは、右証明書を交付すべきである。

(別紙)

不動産競売事件の取扱いについて

昭和31年10月30日 大分地裁民訟第313号

大分地方裁判所長から

最高裁判所事務総局民事局長あて

標記について、左記のとおり疑義があり、また、差しかかった事件もありますので至急何分の御教示方御願ひ致します。

記

- 1 民事訴訟法第643条第1項第3号の添付書類（公課証明書）を主管庁である市町村において、発行するのは、地方税法第13条に違反するものでしょうか。
- 2 もし、主管庁において、地方税法第13条に違反するものとして右証明書の発行を拒否する場合、裁判所としては、民事訴訟法第643条第3項に準じて（特に土地について）取扱つて差し支えないでしょうか。

(別紙乙号)

不動産競売申立に添付すべき租税その他の公課の証明書の交付について

昭和32年1月23日付自丙市発第15号

自治庁市町村税課長から

最高裁判所事務総局民事局長あて

昭和31年11月29日最高裁判所民事甲第398号をもって御照会の標記については、貴見のとおり考えます。

おつて、本件については、各都道府県総務部長あて別紙のとおり指示したので、念のため申し添えます。

13 固定資産評価証明書の無料交付について

昭和42年6月26日付 各道府県総務部長、東京都総務・主税局長あて
自治省固定資産税課長内かん

今回、登録免許税法（昭和42年法律第35号）が昭和42年6月12日付で公布され、来たる8月1日から施行される予定であります。

同法第10条の規定によれば、不動産の登記にかかる登録免許税の課税標準たる不動産の価額は、当該登記の時における不動産の価格とするものとされておりますが、同法附則第7条の規定により、当分の間は、固定資産課税台帳の登録価格を基礎として算定した金額によることとされております。同法の制定と関連して、地方税法第436条の規定に基づき市町村長の行なう土地又は家屋にかかる基準年度の価格又は比準価格の登記所への通知の方法については、法務省からの要望もあり、事務簡素化の観点からも従来の方法に代えて下記のような方法をとることもさしつかえないものと考えますので下記事項に御留意のうえ、管下市町村に対して御指導下さるよう御通知申し上げます。

なお、地方税法第382条の規定による登記した土地又は家屋について登記所の行なう市町村長への通知が遅延している向きもあるように聞いておりますが、このことに関しては別紙のように法務省から管轄各機関に対して、早期通知方を指導することとなっておりますので、あわせて関係登記所と協議のうえ、事務処理上遺憾のないようにして下さい。

おつて、この問題については、法務省と連絡協議済みでありますので念のため申し添えます。

記

- 1 地方税法第436条の規定によれば、市町村長は、土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格を決定し又は修正した場合においては、その基準年度の価格又は比準価格を、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の所在地を管轄する登記所に通知しなければならないものとされているが、これらを一括して通知することは、事務処理上の負担が大きいこと、登記所における事務処理の実情にそわない点があること等にかんがみ、今後は、不動産の登記の際、登録免許税の徴収上に必要を生じた場合に、登記所の依頼に応じて、その都度個別に、市町村長が登記所に対して通知するよう取り扱つてもよいものであること。
- 2 この場合において、市町村において、今回の登録免許税法の制定の趣旨にもかんがみ、登記官から市町村長にあてた固定資産評価証明書交付依頼書（登記官の押印のあるもの）を持参した登記申請人（その委任を受けた者を含む。）に対して固定資産評価証明書を交付する取扱いによつてもさしつかえないものであること。
なお、このような取扱いによるときは、固定資産評価証明書交付依頼書および固定資産評価証明書については別添の様式を用いることとし、当該用紙は登記所において登記申請人に交付するものとするよう法務省と打合せ済みであること。おつてこのような取扱いによるときは、1の通知を別途行なう必要はないものであること。
- 3 2に掲げる場合の固定資産評価証明書の交付については、手数料を徴収しないものとされたいこと。
- 4 なお、市町村においては、実情に応じ、関係登記所と協議のうえ、前記の方法と異なる方法によることもさしつかえないものであること。
ただし、当該証明書等が目的外に使用され、又は当該証明書等にかかる納税者の秘密が他に洩れること等のないよう充分配慮すべきものであること。

(別紙)

固定資産評価証明書の無料交付について

昭和42年6月26日 法務省民事局第三課長から
法務局民事行政部長、地方法務局長あて

きたる8月1日から登録免許税法が施行されることに伴い、標記について、別紙のとおり自治省税務局固定資産税課長から関係各機関あて通知がなされたが、その取扱いについて特に次の点に留意するよう貴管下登記官に周知されるようお取計らい願います。

おつて、右の取扱いを円滑に実施するためにも、市町村に対する異動通知は、できる限

り早期に送付するものとし、特に毎年12月分の事件については、翌年1月15日までに必着を期して関係市町村に送付するようご指導願います。

記

- 1 登記官は、すみやかに関係市町村と標記の取扱いについて連絡、協議すること。
- 2 登記官は、管内に標記の取扱いを実施する市町村があるときは、窓口で固定資産評価証明交付依頼書（その様式については、前記固定資産税課長通知参照）の用紙を備えて、申請人に無料で交付すること。
- 3 登記官は、申請人の請求に基づき、固定資産評価証明交付依頼書の所定の個所に押印して、これを申請人に交付すること。

(別添様式)

<u>固定資産評価証明書交付依頼書</u>					
					市区町村長 殿
登記申請人の住所氏名	都道府県	市区町村	番地		
土地又は家屋の所在地	家屋番号	地目または種類	地積または床面積	所有者	備考
			㎡		
			㎡		
			㎡		
			㎡		
			㎡		
<p>摘要 不動産登記申請のため</p> <p>上記資産の評価証明書を交付願います。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">法務局 支局 地方方法務局 出張所 登記官 ⑧</p>					

<u>固定資産評価証明書</u>						第 号
土地又は家屋の所在地	家屋番号	地目または種類	地積または床面積	昭和 年度価格	所有者	
			㎡			
			㎡			
			㎡			
			㎡			
			㎡			
<p>摘要 不動産登記を管轄登記所に提出のため</p> <p>上記のとおり固定資産課税台帳に登載されていることを証明します。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市区町村長 印</p>						

14 競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律による民事執行法の一部改正について
平成10年10月19日付自治固第44号

東京都総務・主税局長，各道府県総務部長あて
自治省税務局固定資産税課長通達

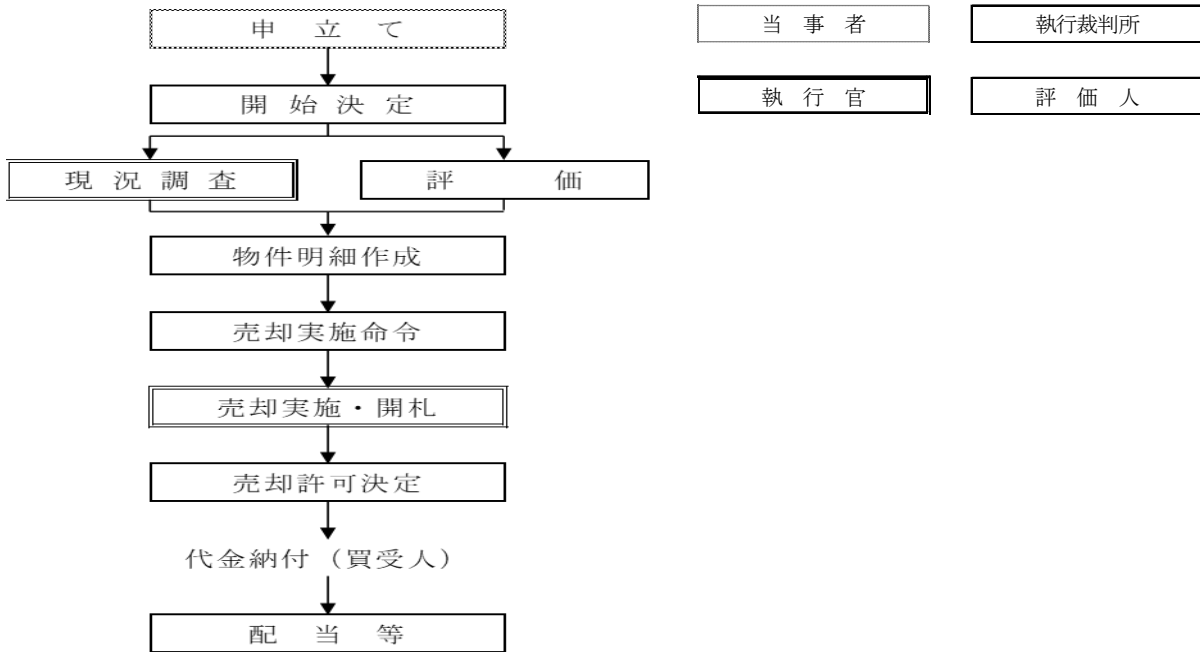
競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律（平成10年法律第128号）が平成10年10月16日付で公布され，12月16日から施行されることとなり，同法により固定資産税に関連する民事執行法の改正が行われることとなったが，固定資産評価証明書又は家屋見取図その他の必要な資料の写しの交付について下記のとおり取り扱うことが適当であると考えられるので，この旨貴都道府県内市町村に御連絡のうえ，運用上遺憾のないようにされたい。

記

- 1 競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律は，円滑かつ迅速な競売手続を実現し，担保不動産の流動化及び不良債権の実質処理を促進することを目的とし，民事執行法等を改正するものである。（参考資料1：不動産執行手続の流れ）
- 2 固定資産税に関連する民事執行法の改正点は，次の3点である。
 - ① 従前から執行裁判所又は執行官は，財産に対して課される租税その他の公課について，必要な証明書（固定資産評価証明書等）の交付を請求できるとされていたが，今回の改正により，執行の目的財産が土地である場合にはその上にある建物，建物である場合にはその敷地（以下「件外物件」という。）についても，必要な証明書の交付を請求することができることとなった。（民事執行法第18条第2項）
 - ② 執行官は，不動産の現況調査のため必要がある場合には，市町村に対し，目的財産である不動産（件外物件を含む。）に対して課される固定資産税に関して保有する図面その他の資料（家屋見取図等）の写しの交付を請求することができることとなった。（民事執行法第57条第4項）
 - ③ 評価人が評価をする場合についても，評価人が①又は②と同様の請求をすることができることとなった。（民事執行法第58条第3項）
- 3 執行裁判所，執行官又は評価人から市町村に対して上記2①～③の請求があった場合には，通常の業務に支障のない限り，次の各事項に留意して適切に対応されたい。
 - ①について
執行裁判所の請求の場合には，調査嘱託書（民事執行法第20条において準用する民事訴訟法第186条に基づくもの）等の書面により請求されることとなるが，当該書面記載の目的財産（件外物件を含む。）に係る固定資産評価証明書を交付すること。
執行官の請求の場合には，現況調査命令書（参考資料2）及び執行官の身分証明書（参考資料3）を確認の上，当該現況調査命令書の物件目録記載の不動産（件外物件を含む。）に係る固定資産評価証明書を交付すること。
 - ②について
現況調査命令書及び執行官の身分証明書を确认の上，当該現況調査命令書の物件目録記載の不動産（件外物件を含む。）に係る家屋見取図その他の必要な資料の写しを交付すること。
 - ③について
評価命令書（参考資料4）及び請求者が評価命令により評価人に選任されている者であることを確認することができる書類（運転免許証等）を確認の上，当該評価命令書の物件目録記載の不動産（件外物件を含む。）に係る固定資産評価証明書又は家屋見取図その他の必要な資料の写しを交付すること。

(参考資料1)

不動産執行手続の流れ



(参考資料2)

	年()第 号
<p>現況調査命令</p> <p>〇〇地方裁判所執行官に対し、別紙物件目録記載の不動産の形状、占有関係その他の現況について調査を命ずる。 現況調査報告書の提出期限を 年 月 日と定める。 執行裁判所が定める記載事項なし</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 〇〇地方裁判所民事第 部 裁判官 ○ ○ ○ ○</p>	
<p>1 執行官は、現況調査をするに際し、不動産に立ち入り、又は債務者・所有者・不動産を占有する第三者に対し、質問をし、若しくは文書の提示を求めることができる（民事執行法57条2項）。</p> <p>2 執行官は、不動産に立ち入る場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができる（同法同条3項）。</p> <p>3 執行官は、職務執行に際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる（同法6条1項）。</p> <p>4 債務者又は不動産の所有者が、現況調査に関し、執行官の質問又は文書の提出の要求に対し、正当な理由がなくて、陳述をせず、若しくは文書の提示を拒み、又は虚偽の陳述をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提示したときは、10万円以下の過料に処せられることがある（同法196条）。</p>	

(参考資料 3)

(表)

第 号	身 分 証 明 書
	氏 名
	年 月 日生
写 真 ちよう付	上記の者は、 ○○ 地方裁判所
	(○○支部) 執行官であることを
	証明する。
	年 月 日
	○○地方裁判所長 印

(裏)

1 執行官は、職務を行う場合には、この証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。
2 この証明書は、その取扱いを慎重にしなければならない。紛失し、又は破損したときは、直ちにその事由を所属地方裁判所に届け出なければならない。

(参考資料 4)

	年()第 号
評 価 命 令	
<p>不動産鑑定士 ○ ○ ○ ○</p> <p>上記の者を評価人に選任する。</p> <p>評価人に対し、別紙物件目録記載の不動産の評価を命ずる。</p> <p>評価書の提出期限を 年 月 日と定める。</p> <p>執行裁判所が定める記載事項 なし</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">○○地方裁判所民事第 部 裁判官 ○ ○ ○ ○</p>	
<p>1 評価人は、評価に際し、不動産に立ち入り、又は債務者・所有者・不動産を占有する第三者に対し、質問をし、若しくは文書の提示を求めることができる（民事執行法58条3項・57条2項）。</p> <p>2 評価人は、職務執行に際し抵抗を受けるときは、裁判所の許可を受けて、執行官の援助を求めることができる（同法6条2項）。執行官は、職務執行に際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる（同法6条1項）。</p>	

(参考資料 4 - 2)

物 件 目 録					
(1)	所 在	○○○○○	丁目		
	地 番		番		
	地 目	○○○○			
	地 積			平方メートル	
(2)	所 在	○○○○○	丁目	番地	
	家屋番号		番		
	種 類	○○○○			
	構 造		造	葺	階建
	床 面 積	階		平方メートル	

15 宅地建物取引業者の固定資産課税台帳の閲覧及び評価証明書の交付について

平成3年3月19日付自治固第16号

各道府県総務部長，東京都総務・主税局長あて
自治省税務局固定資産税課長通達

平成3年3月18日付け2(社)全宅連発第161号(別紙1)により，(社)全国宅地建物取引業協会連合会会長中村俊章より照会のあった標記の件について，平成3年3月18日付け自治固第15号(別紙2)により回答したので，貴管下市町村に対しこの旨通知するとともに，円滑な対応が図られるよう御指導願いたい。

(別紙1)

宅地建物取引業者の固定資産課税台帳の閲覧及び評価証明書の交付について(照会)

平成3年3月18日2(社)全宅連発第161号

(社)全国宅地建物取引業協会連合会会長から
自治省税務局固定資産税課長あて

宅地建物取引業者は宅地・建物等の取引をするにあたって，宅地建物取引業法第35条に基づく，重要事項の説明が義務づけられております。説明にあたっては，適正かつ安全な取引を行うため，必要最低限の物件調査が前提とされており，不動産登記簿と固定資産課税台帳との比較による所有者の確認，未登記不動産の確認，納税者の確認等が必要であり，また，重要事項以外でも，登録免許税の算出基準として評価額を把握することは，取引当事者にとって望まれるところであります。このように固定資産課税台帳の閲覧・評価証明書の取得は，宅地建物取引業者にとって業務上，必要なものであります。

つきましては，宅地建物取引業者が宅地建物の売買，交換の媒介又は代理を依頼者から依頼されたとき締結する媒介契約書に，当事者の合意により下記事項を特約事項として記載した場合には，当該媒介契約書を市町村の窓口に掲示すれば，固定資産課税台帳の閲覧又は評価証明書の交付を受けることができるかどうか，別紙標準媒介契約約款に基づく契約書(一般，専任，専属専任)を添えて照会いたします。

記

甲は乙に，本契約書別表の目的物件に関する重要事項説明等に必要な固定資産課税台帳の閲覧及び評価証明書の取得を委任します。

(別紙2)

宅地建物取引業者の固定資産課税台帳の閲覧及び評価証明書の交付について(回答)

平成3年3月18日自治固第15号

自治省税務局固定資産税課長から

(社)全国宅地建物取引業協会連合会会長あて

平成3年3月18日付け2(社)全宅連発第161号により照会のあった標記の件については，下記のとおり回答する。

記

宅地建物取引業者が宅地建物の売買，交換の媒介又は代理について依頼者と締結した媒介契約書に，照会の特約事項が記載されている場合には，当該媒介契約書を市町村の窓口に掲示することによって，固定資産課税台帳の閲覧及び評価証明書の交付を受けることができるものと解する。

16 中高年齢失業者等の所得証明に関する市(区)町村長の協力方の依頼について

昭和46年10月19日付自治市第93号

各道府県総務部長，東京都総務局長あて
自治省税務局市町村税課長通達

労働省職業安定局長から標記について別添(写)のとおり依頼があつたので，貴管下市(区)町村に対してご連絡のうえよろしくご指導願いたい。

(別添)

中高年齢失業者等の所得証明に関する市区町村長の協力方の依頼について

昭和46年9月27日職発第347号

労働省職業安定局長から自治省税務局長あて

職業安定法第27条の就職促進の措置の対象者又は雇用対策法施行規則第1条第1項第2号の求職者の認定に必要な所得証明に関しては，かねてより市区町村長の協力方依頼について格別の配慮を煩してきております。

今般，「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」が制定され，この10月1日から施行されることとなり，これに伴い職業安定法第27条に基づく就職促進の措置は，発展的に解消され，中高年齢失業者等求職手帳制度として新法に引き継がれますが，この手帳の発給対象者を判定するためには，改正前の職業安定法第27条に基づく場合と同様，当該手帳の発給を申請する者の生活の状況をは握する必要がありますが，これについては，下記の方法により行なうこととしたいので，関係市区町村長への連絡及び協力方依頼について，従来と同様格別のご配慮をお願いいたします。

記

中高年齢失業者等求職手帳の発給の申請をしようとする者から，別紙様式による本人及び配偶者の当該年度分の都道府県民税の課税の基礎となる所得の金額についての市区町村長の証明書を提出させるものとする。

(注) 利子所得その他一定の所得については，公共職業安定所において本人の申告によりは握するものとする。

別紙様式 略

17 地方税法の施行に関する取扱について(市町村税関係)

第4章 軽自動車税

27 道路運送車両法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車については，徴収の確保を図るため，同法第62条の規定による継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際，当該検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の使用者は，当該検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について現に種別割の滞納(天災その他やむを得ない事由によるものを除く。)がないことを証するに足る書面を検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査協会に，二輪の小型自動車にあつては地方運輸局運輸支局長(運輸監理部長を含む。)に提示しなければならないものとされ，提示がない場合においては，軽自動車検査協会又は地方運輸局運輸支局長(運輸監理部長を含む。)が自動車検査証の返付をしないものとされているのであるが，「現に種別割の滞納がないことを証するに足る書面」とは当該検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係る滞納がない旨の証明書(以下「納税証明書」という。)又は種別割の領収証書をいうものであること。

なお，納税証明書の取扱いについては，次の点に留意し，関係機関とも協議の上運用の円滑を期するものとする。

- (1) 納税証明書の様式については，種別割が完納済である旨の確認について国土交通省当局からの希望もあり，全国的に統一することが望ましいと考えられるので，別途「検査対象軽自動車等に係る軽自動車税納税証明書の様式等について」(平成22年3月30日総税市第17号)によらるたいこと。
- (2) 納税証明書の交付手数料については，納税証明書の交付が種別割の徴収の確保の必

要上行われるものであることにかんがみ、これを徴収しないものとされたいこと。

18 検査対象軽自動車等に係る軽自動車税納税証明書の様式等について（新）

平成22年3月30日総税市第17号
各道府県総務部長，東京都総務・税務局長あて
総務省自治税務局長通知

これまで、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の継続検査時においては、軽自動車税の納税確認ができない場合は検査を受けられなかったところですが、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）附則第22条による道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の一部改正により、検査は受けられることとなりました。ただし、この場合においても、軽自動車税の納税確認ができないときには、自動車検査証が返付されないこととされました。これらの改正は、平成22年4月1日から施行されます。

これに伴い、検査対象軽自動車等に係る軽自動車税納税証明書の様式等について、国土交通省と協議のうえ、下記のように取りまとめましたので通知いたします。本通知の趣旨は、上記の改正に伴い軽自動車税の納税証明書の標準的な様式を改めることであり、その他については従来と何ら異なるものではないので、従来同様、関係機関等と充分連絡のうえ、適切に対処されるようよろしくお願いいたします。また、貴都道府県内市区町村に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

本通知の規定は、平成22年4月1日から適用することとし、おって「軽自動車税の納税証明書の取扱等について」（昭和33年5月14日自丙市発第50号自治庁税務局長通達）及び「検査対象軽自動車等に係る軽自動車税納税証明書の様式について」（昭和49年11月19日自治市第81号自治省税務局長通達）は廃止します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 軽自動車税の納税証明書の様式について

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条に規定する検査対象軽自動車（以下「検査対象軽自動車等」という。）及び二輪の小型自動車に係る軽自動車税の納税証明書の標準的な様式は、別紙に示すとおりであること。

2 軽自動車税の申告書等の取扱いについて

(1) 軽自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に係る軽自動車申告書（報告）書は、納税義務者の便宜をも考慮し、軽自動車等について軽自動車検査協会又は地方運輸局運輸支局長（運輸監理部長を含む。）に対して申請又は届出が行われる場合にはその申請又は届出に係る書類とともに提出させるよう窓口を一元化することが適当であると考えられるので、この趣旨に沿って、軽自動車検査協会又は地方運輸局運輸支局（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（以下「地方運輸局運輸支局等」という。）その他関係機関又は関係団体の協力を得て、実情に即応した措置を講ぜられたいこと。

(2) (1)の窓口一元化の措置として、検査対象軽自動車以外の軽自動車等に係る軽自動車申告（報告）書を地方運輸局運輸支局に提出する申請又は届出に係る書類に添付する取扱いがなされる場合においては、地方運輸局運輸支局において当該申告（報告）書に申請又は届出受理の日付印を押印するとともに、申請者をして当該申告（報告）書の車両番号欄に指定された車両番号を記入させ、市町村の指定職員又は市町村から委託を受けた道府県の職員（以下「市町村の指定職員等」という。）に回付する取扱いがなされるものであること。

なお、この回付の取扱いがなされる場合において、市町村の指定職員等を地方運輸局運輸支局に常置していないときは、当該申告（報告）書は、地方運輸局運輸支局内

に市町村が共同で設置し、かつ、地方運輸局運輸支局が管理する受領箱に収納する取扱いとなるので、市町村の指定職員等は、当該受領箱内に収納された申告書を回収するものとする。

3 地方運輸局運輸支局等の備付帳簿書類等の閲覧について

地方運輸局運輸支局等に備え付けられた軽自動車等に関する帳簿書類等の閲覧については、地方運輸局運輸支局等から便益が供与されることとなるが、その請求にあたっては、できる限り、市町村の指定職員等から行うよう留意すること。

(別紙)

証明書番号	第	号
納税義務者	氏名 (名称)	
	住所	
車両番号		
納税済年月日		
この証明書の有効期限		
備考		

(表)

- (注)
- 1 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示してください。
 - 2 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。
 - 3 賦課期日（4月1日）後に所有者の変更があつた場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては滞納がない旨記載されます。
 - 4 この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。

(裏)

19 原動機付自転車に係る所有者情報の取扱いについて

平成17年3月29日総税企第70号
各道府県税務主管部長，東京都総務・主税局長
総務省自治税務局企画課長通知

軽自動車の課税に関して市町村が保有している原動機付自転車に係る所有者情報について捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いについて、刑事訴訟法第197条第2項の解釈が明らかにされたこと等を踏まえ、今般、地方税法第22条の守秘義務との関係等について、法務省及び警察庁と協議のうえ、下記のように取りまとめたので、通知します。

貴都道府県内市町村に対して、この旨を周知されるようお願いいたします。

記

原動機付自転車の所有者関係情報（氏名、住所、標識番号、車台番号等）について、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づいて捜査機関から情報提供を求められた場合においては、同項に基づく報告義務に従って情報提供に応じることが相当であり、当該情報提供については、地方税法第22条の守秘義務違反の罪に問われることはないものと解されるものであること。

なお、このような解釈を整理した背景・理由等は、次のとおりであること。

- 1 地方税法第22条（及び地方公務員法第34条）によって守秘義務が課せられる税務関係情報について、他の行政機関から、法令の規定に基づいて、情報の提供を求められた場合の取扱いについては、個別具体的な状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替的手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を慎重に行ったうえで、情報提供が必要と認められる場合について、必要な範囲内で情報の提供に応じることが適当であると解されているところである。
- 2 守秘義務に関するこうした一般的な法解釈は今後とも維持していくべきものと考えられるが、原動機付自転車に係る軽自動車税に関する課税情報につき、捜査機関から情報提供を求められた場合の対応については、多くの市町村が課税情報のうち捜査に必要となる所有者関係情報（氏名、住所、標識（ナンバープレート）番号、車体番号等）の提供に応じている一方で、守秘義務を理由として情報の提供を制限している市町村もあり、団体によって対応が区々となっている。
一方、平成15年12月18日の犯罪対策閣僚会議において、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の中で、政府として、各市町村が管理している原動機付自転車に関する情報を犯罪捜査等に有効に活用できるような仕組み等について検討を進めることが決定されるなど、治安対策を推進する観点から、この問題について検討を進める必要性が高まってきている。
- 3 こうした中で、第160回臨時国会で提出された質問主意書に対する答弁（平成16年8月10日）において「刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会については、相手方に報告すべき義務を課すもの」である旨の解釈が閣議決定され、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会は、単なる協力依頼ではなく、報告義務を伴うものであることが明確化されたところである。
- 4 刑事訴訟法第197条第2項の捜査関係事項照会として、原動機付自転車に関する一定の所有者関係情報（氏名、住所、標識番号、車台番号等）の照会がなされた場合については、従前から、
 - ① 捜査機関が捜査に必要な情報として照会するものであり、公共性が高い目的のための照会であること
 - ② 情報を受け取った捜査機関にも守秘義務があること
 - ③ 自動車登録ファイルに登録されている自動車（普通自動車・小型自動車など）の所有者等の情報は、誰もが請求可能な情報となっており、それとの均衡を考えれば、原動機付自転車に係る所有者等の情報を提供することは、問題が少ないと考えられること
 - ④ 原動機付自転車の所有者関係情報は、市町村の課税当局にしかデータが存在せず、

犯罪捜査上の必要が生じた場合に、他の代替手段が想定し難いことなどを踏まえて、多くの市町村が情報の提供に応じているところであるが、今般、これらに加えて、上記3のように、刑事訴訟法第197条第2項が報告義務を伴うものであることが明確化されたことを踏まえ、

ア) 原動機付自転車の所有者関係情報（氏名、住所、標識番号、車台番号等）について、
イ) 刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づいて捜査機関から情報提供を求められた場合においては、同項に基づく報告義務に従って情報提供に応じることが相当であり、当該情報提供については、地方税法第22条の守秘義務違反の罪に問われることはないと解されるので、この解釈に従って、適切な対応をお願いしたい。

III 条例等

1 函館市税条例

(納税証明書の交付手数料)

第15条 法第20条の10の納税証明書の交付手数料については、函館市手数料条例（平成12年函館市条例第12号）の定めるところによる。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第53条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧の手数料は、函館市手数料条例に定めるところによる。ただし、法第416条第3項または第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第53条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付手数料は、函館市手数料条例に定めるところによる。

2 函館市手数料条例

(手数料を徴収する事務およびその金額)

第2条 手数料を徴収する事務の区分およびその金額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる別表に定めるところとする。

(1)～(13) 略

(14) その他の事務 別表第14

(手数料の減免等)

第4条 第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる別表の区分に応じ、当該各号に定める場合は、当該別表に規定する事務について、手数料は、徴収しない。

(1) 略

(2) 別表第14 公用のため官公署が請求する場合

2 市長は、前項に定めるもののほか、公益上その他特に必要があると認めるときは、手数料の全部または一部を免除することができる。

別表第14（第2条関係）

区 分	単 位	金 額
(1) 営業に関する証明書の交付	1件につき	300円
(2) 略		
(3) 税その他公課金に関する証明書の交付	1件につき	300円
(4) 市の保管にかかわる簿書の閲覧	1件につき	300円
(5)～(10) 略		
(11) 別表第1, 別表第6, 別表第13およびこの表の第1号から前号までに規定している証明以外の証明（罹災証明および罹災届出証明を除く。）	1件につき	300円

3 函館市軽自動車税納税証明書の有効期限に関する要綱
(有効期限)

第2条 納税証明書の有効期限は、納税証明書の交付後最初に到来する納期限の前日とする。ただし、口座振替により納付された軽自動車税に係る納税証明書の有効期限については、当該有効期限が属する年の6月15日まで延長することができる。

樣 式 編

所得証明, 課税証明, 納税証明申請書

函館市長 あて 窓口に来られた方の本人確認の出来る書類(マイナンバーカード・免許証など)の提示をお願いします。 令和 年 月 日

申請者 (窓口に来られた方)	住所					左の証明が必要な方に併せて同一世帯の家族分の証明が必要な場合	フリカ`ナ		
	フリカ`ナ						氏名	2	㊟
どなたの証明が必要ですか (※申請者と同じ場合は記入不要)	住所(所在地)					併せて同一世帯の家族分の証明が必要な場合	フリカ`ナ		
	市外に転出された場合、転出前の住所	函館市	町	丁目	番(地)		号	氏名	3
	フリカ`ナ						氏名	4	㊟
	氏名(名称)	1					※郵送で申請する際は、電話番号を記載してください (電話番号 - -)		

※ 押印については、ゴム印(シャチハタ等)以外の印をご使用ください。(申請者と同一世帯の家族の所得証明, 市・道民税の課税・納税証明を申請する場合に限り、押印を省略できます。)
 ※ 同一世帯の家族分も併せて申請する方で、必要な証明書の種類・内容が異なる場合は、あらかじめ窓口にお申し出ください。
 ※ 市税を納付後10日程度(納付場所によって異なります。)は、納付状況が反映していない場合がありますので、納付直後に納税証明を申請の場合は領収書等が必要となります。
 ※ マイナンバー制度等により、証明書の添付が不要となる場合がございますので、あらかじめ提出先にご確認のうえ申請してください。

使用目的	<input type="checkbox"/> 融資・保証人 <input type="checkbox"/> 扶養認定 <input type="checkbox"/> 健康保険加入	<input type="checkbox"/> 中小企業融資 <input type="checkbox"/> 年金受給・免除 <input type="checkbox"/> 児童手当受給	<input type="checkbox"/> 医療助成費受給 <input type="checkbox"/> 自立支援医療 <input type="checkbox"/> 特定疾患等	<input type="checkbox"/> 学校関係 (幼稚園, 小中学校, 高校・高専 大学, 養護学校, 各種学校)	<input type="checkbox"/> 公営住宅入居 <input type="checkbox"/> 保育園・施設入所 <input type="checkbox"/> 入札参加資格審査(函館・函館以外)	<input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 酒類販売許可
------	---	--	---	---	--	--

証明の種類, 項目, 年度, 枚数			年度	年度	年度	年度	年度	年度	備考		
		①	(年中)	(年中)	(年中)	(年中)	(年中)	(年中)	⑬	⑫	⑪
<input type="checkbox"/> 所得(課税)証明	※ 所得の内容は申請年度の前年中のもので、 ※ 市・道民税額および控除内訳の省略を希望する方は窓口にお申し出ください。	① ② ③	枚	枚	枚	枚	枚	枚	件	件	件
<input type="checkbox"/> 課税証明	<input type="checkbox"/> 市民税・道民税	③ ④	枚	枚	枚	枚	枚	枚	課税	件	件
	<input type="checkbox"/> 納税証明	<input type="checkbox"/> 固定資産税(土地・家屋)	③ ④	枚	枚	枚	枚	枚	課税	件	件
※ 納税証明は申請する日の属する年度の前3年度分までです。	<input type="checkbox"/> 固定資産税(償却資産)	③ ④	枚	枚	枚	枚	枚	枚	課税	件	件
	<input type="checkbox"/> 市税に滞納がない	④	枚	枚	枚	枚	枚	枚	納税	件	件
	<input type="checkbox"/>		枚	枚	枚	枚	枚	枚			
<input type="checkbox"/> 法人市民税	③ ④ 事業年度	① 平・令 年 月 日 ~ 平・令 年 月 日	② 平・令 年 月 日 ~ 平・令 年 月 日	③ 平・令 年 月 日 ~ 平・令 年 月 日					課税	件	件

本人確認			係	証明コード	件数	手数料	支払区分
<input type="checkbox"/> 免許証	<input type="checkbox"/> 住・番カード	<input type="checkbox"/> () 手帳			所得 課税 納税	件 件 件	円
<input type="checkbox"/> 保険証	<input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/> その他()					<input type="checkbox"/> 現金・小為替 <input type="checkbox"/> 電子マネー <input type="checkbox"/> クレジットカード <input type="checkbox"/> QRコード

固定資産評価証明，登録証明，閲覧申請書

函館市長 あて

窓口に来られた方の本人確認の出来る書類(マイナンバーカード・免許証など)の提示をお願いします。

令和 年 月 日

申請者 (窓口に来られた方)	住所		所有者 (1月1日現在)	住所 (所在地)		
	フリガナ 氏名	-----	※申請者と 同じ場合は 記入不要	フリガナ 氏名 (名称)	㊟	
郵送での申請の場合		電話番号 () -	※ 押印については、ゴム印(シャチハタ等)以外の印をご使用ください。			

【ご注意】 1月2日以降に所有者が変更されている場合や所有者が死亡している場合は、「現所有者・相続人」欄に住所、氏名を記入し押印願います。
また、確認できる書面(登記事項証明書，売買契約書と領収書，戸籍謄本)等を提示してください。

使用目的	<input type="checkbox"/> 登記 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 融資申込 <input type="checkbox"/> 保証人 <input type="checkbox"/> 訴訟 <input type="checkbox"/> 競売申立 <input type="checkbox"/> その他 ()	現所有者・相続人							
証明の種類	<input type="checkbox"/> 固定資産評価証明 <input type="checkbox"/> 固定資産公課証明 (評価額および税相当額の記載) <input type="checkbox"/> 固定資産台帳登録証明 <input type="checkbox"/> 閲覧 (登記事項の閲覧は別の申請書をご使用ください)	住所 (所在地) 氏名 (名称) ㊟							
区 分	土地または家屋の所在地 (登記簿上の地番)	家屋番号	年度	年度	年度	年度	年度	年度	備考
1 <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	町 丁目 番(地)		枚	枚	枚	枚	枚	枚	
2 <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	町 丁目 番(地)		枚	枚	枚	枚	枚	枚	
3 <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	町 丁目 番(地)		枚	枚	枚	枚	枚	枚	
4 <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	町 丁目 番(地)		枚	枚	枚	枚	枚	枚	
			計						

※証明書の発行可能年度は申請日の属する年度前5年度分となります。

本人確認			係	証明コード	件数	手数料	支払区分	
<input type="checkbox"/> 免許証	<input type="checkbox"/> 住・番カード	<input type="checkbox"/> () 手帳					<input type="checkbox"/> 現金・小為替	<input type="checkbox"/> 電子マネー
<input type="checkbox"/> 保険証	<input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/> その他 ()			件	円	<input type="checkbox"/> クレジットカード	<input type="checkbox"/> QRコード

営業証明， 営業届出証明申請書

函館市長 あて 窓口に来られた方の本人確認の出来る書類(マイナンバーカード・免許証など)の提示をお願いします。 令和 年 月 日

申請者 (窓 口 に 来られた方)	住 所		使用目的	<input type="checkbox"/> 入札参加資格審査	
	フリガナ			<input type="checkbox"/> 車両登録申請	
	氏 名			<input type="checkbox"/> 営業登録申請	
		電話番号(郵送の際は必ず記載してください)	-	-	<input type="checkbox"/> 融資申込み
				<input type="checkbox"/> 保険加入	
				<input type="checkbox"/> その他()	

申請枚数	枚	※ 押印については，ゴム印(シャチハタ等)以外の印をご使用ください。				
営業所の所在地		函館市	町	丁目	番(地) 号	
営業所の名称		(印)				
営業の内容						
営 業 者	(個人の場合のみ記入)	1	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ			
		2	住 所 (営業所と同じ場合は記入不要)			
			フリガナ			
		氏 名	(印)			
※ 営業されて間もない方などで営業届を提出していない方は，営業届を提出してください。		営業届出 年 月 日	年	月	日	
			営業開始 年 月 日	年	月 日	

本人確認			係	証明コード	件数	手数料	支払区分	
<input type="checkbox"/> 免許証	<input type="checkbox"/> 住・番カード	<input type="checkbox"/> ()手帳		<input type="checkbox"/> 営業			<input type="checkbox"/> 現金・小為替	<input type="checkbox"/> 電子マネー
<input type="checkbox"/> 保険証	<input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 届出	件	円	<input type="checkbox"/> クレジットカード	<input type="checkbox"/> QRコード

軽自動車税納税証明申請書（継続検査用）

函館市長 あて

令和 年 月 日

申請者 （窓口に 来られた方）	住所	
	フリガナ	
	氏名	
郵送申請の場合	電話番号	— —

窓口に来られた方の本人確認の出来る書類(マイナンバーカード・免許証など)の提示をお願いします。
市税を納付後10日程度(納付場所によって異なります。)は、納付状況が反映していない場合がありますので、納付直後に納税証明を申請の場合は、領収書等が必要となります。

車 両 番 号							納 税 義 務 者
函 館							
函 館							
函 館							
函 館							
函 館							
函 館							
函 館							
函 館							

※記載事項等について確認するため、自動車検査証の提示を求めることがありますのでご協力をお願いします。

本 人 確 認			係	件 数
<input type="checkbox"/> 免許証	<input type="checkbox"/> 住・番カード	<input type="checkbox"/> ()手帳		
<input type="checkbox"/> 保険証	<input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/> その他 ()		
				件

固定資産課税台帳（不動産登記事項）閲覧申請書

函館市長 へ

令和 年 月 日

申請者 （窓口に来られた方）	住所	
	フリガナ	
	氏名	

区分	土地・家屋の所在地番 (登記簿上の地番)	地目 または 家屋番号	申請年度の初日の属する年の1月1日現在の台帳情報		
			所有者名	地積 または 床面積	備考
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	町 丁目 番(地)			m ²	
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	町 丁目 番(地)			m ²	
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	町 丁目 番(地)			m ²	
<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋	町 丁目 番(地)			m ²	

係	件数	手数料	支払区分
	件	円	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 電子マネー <input type="checkbox"/> クレジットカード <input type="checkbox"/> QRコード

委任状

委任者が個人の方で、すべて(①②③欄)自筆で記入した場合、押印は省略できます。
自筆でない場合は押印が必要となります。

私は下記の者を代理人と定め、次の証明書の交付申請および受領の権限を委任します。

〈① 代理人〉

住 所

氏 名

電話番号

〈② 委任事項〉

_____年度	_____証明書	_____通
_____年度	_____証明書	_____通
_____年度	_____証明書	_____通
_____年度	_____証明書	_____通
_____年度	_____証明書	_____通

令和 年 月 日

〈③ 委任者〉

住 所
所在地

氏 名
名称・代表者名

印

電話番号

【注意事項】

委任者が個人の場合

- ・委任者本人がすべて自筆で記入した場合、押印は省略できます。
自筆でない場合は押印が必要となります。

委任者が法人の場合

- ・代表者印（法人の名称が確認できるもの）の押印が必要となります。

※押印についてはゴム印（シャチハタ等）以外の印をご使用ください。

※市税証明申請書に押印がある場合は委任状は省略できます。

※納税証明書を委任される方で、1か月以内に納付した分があるときは、納付状況を確認させていただく場合がございますので、委任状と併せて**領収書の写し**を代理人に提示させてください。

市・道民税所得（課税）証明書

納税義務者	住所	函館市	町	丁目	番(地)	号
	氏名					

〇〇 年度 (〇〇 年中の所得)

総所得金額等		円	所得控除額合計					円	税額控除			円		円				
合計所得金額		円					雑損控除				円	調整控除		円	市民税		円	道民税
所得金額の内訳		円	医療費控除		円	配当控除		円	住宅借入金等特別税額控除		円			円				
		円	社会保険料控除		円	寄附金税額控除		円	外国税額控除		円			円				
		円	小規模企業共済等掛金控除		円	税額調整額		円	税額調整額		円			円				
		円	生命保険料控除		円	配偶者・扶養控除		円	配偶者・株式譲渡所得割額の控除		円			円				
		円	地震保険料控除		円	配偶者特別控除		円										
		円	障害者控除		円	障害者控除		円										
		円	寡婦、ひとり親、勤労学生		円	基礎控除		円										
		円	基礎控除		円	****		円										
		円	****		円	****		円										
		円	****		円	****		円										
収入金額	給与収入	円	同一生計配偶者	控除対象配偶者	控除対象扶養親族	障害者(本人除く)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>課税標準額</td> <td>総所得</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>						課税標準額	総所得	円			円
課税標準額	総所得	円																
		円																
	公的年金等収入	円	無	無	無	無	年 税 額	均等割額	円									
		円	本人該当	無	無	無	市民税	所得割額	円									
		円	※同一生計配偶者欄は控除対象配偶者を除く				道民税	均等割額	円									
		円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>備考</td> <td>扶養親族の合計 (同一生計配偶者を含む)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16歳未満の扶養親族数</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16歳以上19歳未満の扶養親族数</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table>				備考	扶養親族の合計 (同一生計配偶者を含む)	人		16歳未満の扶養親族数	人		16歳以上19歳未満の扶養親族数	人	市民税	所得割額	円
備考	扶養親族の合計 (同一生計配偶者を含む)	人																
	16歳未満の扶養親族数	人																
	16歳以上19歳未満の扶養親族数	人																
		円					道民税	所得割額	円									

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

函館市長

市・道民税課税証明書

納税義務者	住所	函館市	町	丁目	番(地)	号
	氏名					

課税年度	年税額	年税額の内訳			備考
		区分	所得割額	均等割額	
〇〇年度	円	市民税	円	円	
		道民税	円	円	

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

函館市長

課 税 証 明 書

納税義務者	住 所(所在地)	函館市	町	丁目	番(地)	号
	氏 名(名 称)					

課 税 年 度	税 目	年 税 額	備 考
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

函館市長

固定資産評価証明書

〇〇 年度

所有者 (1月1日現在)	住所(所在地)	函館市 町 丁目 番(地) 号
	氏名(名称)	

区分	所在地(函館市)	地家屋の構造	地床面積	評価額	固定資産税課税標準額 都市計画税課税標準額	固定資産税相当額 都市計画税相当額
土地 家屋	町 丁目 番(地)		m ²	円	円	円
	家屋番号					
土地 家屋	町 丁目 番(地)		m ²	円	円	円
	家屋番号					
土地 家屋	町 丁目 番(地)		m ²	円	円	円
	家屋番号					
土地 家屋	町 丁目 番(地)		m ²	円	円	円
	家屋番号					
備考						

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

函館市長

固定資産評価通知書

〇〇 年度

区分	所在地（函館市）	地種 目類	地床 面積	評価額	所有者 （1月1日現在）	備考
土地 家屋	町 丁目 番(地)	登記 現況	登記 現況	m ²	円	
	家屋番号					
土地 家屋	町 丁目 番(地)	登記 現況	登記 現況	m ²	円	
	家屋番号					
土地 家屋	町 丁目 番(地)	登記 現況	登記 現況	m ²	円	
	家屋番号					
土地 家屋	町 丁目 番(地)	登記 現況	登記 現況	m ²	円	
	家屋番号					
土地 家屋	町 丁目 番(地)	登記 現況	登記 現況	m ²	円	
	家屋番号					

上記のとおり固定資産課税台帳に登載されていることを通知します。

函館地方法務局 御中

令和 年 月 日

函館市長

（注）この通知書は、管轄登記所へ通知する以外に使用できません。

固定資産公課証明書

〇〇 年度

所有者 (1月1日現在)	住所(所在地)	函館市 町 丁目 番(地) 号
	氏名(名称)	

区分	所在地(函館市)	地家屋の構造	地床面積	評価額	固定資産税課税標準額 都市計画税課税標準額	固定資産税相当額 都市計画税相当額
土地 家屋	町 丁目 番(地) 家屋番号		m ²	円	円	円
土地 家屋	町 丁目 番(地) 家屋番号		m ²	円	円	円
土地 家屋	町 丁目 番(地) 家屋番号		m ²	円	円	円
土地 家屋	町 丁目 番(地) 家屋番号		m ²	円	円	円
備 考						

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

函館市長

固定資産（償却資産）評価証明書

〇〇 年度

所有者 (1月1日現在)	住所(所在地)	函館市	町	丁目	番(地)	号
	氏名(名称)					

資産の種類	評価額	課税標準額	備考
構築物	円	円	
機械及び装置	円	円	
船舶	円	円	
航空機	円	円	
車両及び運搬具	円	円	
工具・器具及び備品	円	円	
合計	円	円	

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

函館市長

固定資産課税台帳登録証明書

〇〇 年度

所有者 (1月1日現在)	住所(所在地)	函館市	町	丁目	番(地)	号
	氏名(名称)					

土地・家屋の所在地 (函館市)	地目	家屋の構造	地積・床面積
町 丁目 番(地) 家屋番号	登記 現況	造 葺 建	登記 現況 ㎡
備考			

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

函館市長

固定資産課税台帳記載事項

〇〇 年度

所 有 者 (1月1日現在)	住 所 (所在地)	函館市 町 丁目 番(地) 号
	氏 名 (名 称)	

土地・家屋の所在地 (函館市)	地 目	家 屋 の 構 造	地 積 ・ 床 面 積
町 丁目 番(地)	登 記 現 況	造 葺 建	登記 現況 ㎡
家屋番号			
評 価 額	固 定 資 産 税 課 税 標 準 額 都 市 計 画 税 課 税 標 準 額	固 定 資 産 税 相 当 額 都 市 計 画 税 相 当 額	備 考
円	円 円	円 円	

※地方税法第382条の2の規定に基づく閲覧

令和 年 月 日

函 館 市

納 税 証 明 書

納税義務者	住 所 (所在地)	函館市	町	丁目	番(地)	号
	氏 名 (名 称)					

課 税 年 度	税 目	年 税 額	納 期 限 到 来 額	納 付 済 額	納 期 限 到 来 分 の 未 納 額	備 考
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

函館市長

納 税 証 明 書

納税義務者	住 所 (所在地)	函館市	町	丁目	番(地)	号
	氏 名 (名 称)					

使 用 目 的	
証 明 事 項	市税（軽自動車税環境性能割を除く）の 滞納はありません
備 考	

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

函館市長

納 税 証 明 書

納税義務者	住 所 (所在地)	函館市	町	丁目	番(地)	号
	氏 名 (名 称)					

使 用 目 的	
証 明 事 項	市税（軽自動車税環境性能割を除く）の 滞納処分を受けたことはありません
備 考	

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

函館市長

軽自動車税納税証明書（継続検査用）

納税義務者	氏名(名称)	
-------	--------	--

車両番号	納付済年月日	この証明書の有効期限
備考		

上記のとおり相違ないことを証明する。

- (注)
- 1 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示してください。
 - 2 この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。

令和 年 月 日

函館市長

営 業 証 明 書

営 業 所 の 所 在 地	函館市 町 丁目 番(地) 号
営 業 所 の 名 称	
営 業 者 の 氏 名 (個人営業の方のみ記入)	
営 業 の 内 容	

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

函館市長

営業届出証明書

営業所の所在地	函館市	町	丁目	番(地)	号				
営業所の名称									
営業者の氏名 (個人営業の方のみ記入)									
営業の内容									
営業届出年月日	〇〇	年	月	日	営業開始年月日	〇〇	年	月	日

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

函館市長